

## 令和2年第2回大衡村議会定例会会議録 第2号

---

令和2年6月4日（木曜日）午前10時開会

---

### 出席議員（12名）

1番 小川 克也	2番 佐野 英俊	3番 石川 敏
4番 小川ひろみ	5番 赤間しづ江	6番 佐々木春樹
7番 文屋 裕男	8番 高橋 浩之	9番 遠藤 昌一
10番 佐々木金彌	11番 佐藤 貢	12番 細川 運一

---

### 欠席議員（なし）

---

### 説明のため出席した者の職氏名

村長 萩原 達雄	副村長 斎藤 一郎
教育長 庄子 明宏	教育次長 斎藤 浩
総務課長 早坂 勝伸	企画財政課長 佐野 克彦
住民生活課長 金刺 隆司	税務課長 残間 文広
健康福祉課長 早坂紀美江	産業振興課長 渡邊 愛
都市建設課長 後藤 広之	社会教育課長 大沼 善昭
会計管理者 堀籠満智男	参事兼指導主事 岩渕 克洋

---

### 事務局出席職員氏名

事務局長 堀籠緋沙子 書記 和泉 文雄 書記 沼田 裕紀

---

### 議事日程（第2号）

令和2年6月4日（木曜日）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 一般質問
- 第 3 同意第 1号 大衡村教育委員会教育委員の任命について
- 第 4 議案第28号 大衡村農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者

の割合を4分の1以上とすることについて

第 5 同意第 2 号 大衡村農業委員会委員の任命について

第 6 同意第 3 号 大衡村農業委員会委員の任命について

第 7 同意第 4 号 大衡村農業委員会委員の任命について

第 8 同意第 5 号 大衡村農業委員会委員の任命について

第 9 同意第 6 号 大衡村農業委員会委員の任命について

第 10 同意第 7 号 大衡村農業委員会委員の任命について

第 11 同意第 8 号 大衡村農業委員会委員の任命について

第 12 同意第 9 号 大衡村農業委員会委員の任命について

第 13 同意第 10 号 大衡村農業委員会委員の任命について

第 14 同意第 11 号 大衡村農業委員会委員の任命について

第 15 同意第 12 号 大衡村農業委員会委員の任命について

第 16 同意第 13 号 大衡村農業委員会委員の任命について

第 17 承認第 9 号 専決処分の承認を求めるについて

(大衡村税条例の一部を改正する条例の制定について)

第 18 議案第 29 号 大衡村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

第 19 議案第 30 号 大衡村職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

第 20 議案第 31 号 大衡村手数料条例の一部を改正する条例の制定について

第 21 議案第 32 号 大衡村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

第 22 議案第 33 号 大衡村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 23 議案第 34 号 令和 2 年度大衡村一般会計予算の補正について

第 24 議案第 35 号 令和 2 年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について

第 25 議案第 36 号 令和 2 年度大衡村水道事業会計の予算の補正について

第 26 議案第 37 号 令和 2 年度大衡村一般会計繰越明許費繰越計算書について

第 27 報告第 1 号 令和元年度大衡村一般会計繰越明許費繰越計算書について

第 28 報告第 2 号 令和元年度大衡村下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

第29 請願第1号 「ライドシェア」と称する「白タク」行為容認に反対する意見書の提出を求める請願について

第30 委員会の閉会中の継続調査の件について

追加日程第1 発議第1号 「ライドシェア」と称する「白タク」行為の容認に反対する意見書の提出について

---

本日の会議に付した事件

議事日程（第2号）と同じ

---

午前10時00分 開会

議長（細川運一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しますので、これより令和2年第2回大衡村議会定例会第2日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（細川運一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番高橋浩之君、9番遠藤昌一君を指名いたします。

---

日程第2 一般質問

議長（細川運一君） 日程第2、一般質問を昨日に引き続き行います。

質問は通告順に発言を許します。

通告順5番、佐藤 貢君、発言願います。

11番（佐藤 貢君） おはようございます。

通告順位5番、佐藤 貢です。

今後の大衡村のまちづくりはと題し、一括で質問をいたします。

第6次大衡村総合計画が策定され、令和2年度から11年度までの10年間にわたる大衡村の将来を展望した計画的なまちづくりの基本理念の実現に向け施策が示され、4月か

らスタートしました。

まちづくりの基本方針として設定された5つの施策の大綱の中から次の3点についてお伺いいたします。

1点目として、昨年の台風19号を初め、近年、水害、地震などの自然災害が短い期間で発生しており、最近では震度4クラスの地震が東北、関東を初め全国規模で発生しております。今朝も茨城県で最大震度4の地震がありましたが、今後もこれまで以上に防災・減災体制を強化していくことが大事だと考えます。今回は、新型コロナウイルスの影響で大衡村総合防災訓練や消防演習が中止となりましたが、行政区単位で組織している自主防災訓練や事業所体の防災訓練は、今年度はどのようになるのか。また、現在、災害時における協定を結んでいる団体、自治体はどのくらいあるのか。そして、村内企業や村内商店との連携を今後どのように図っていくのか。これからも想定される大規模な災害に備えた防災体制をどのように強化していく、住民生活の安全確保を守っていくのか、お聞きします。

次に、2点目として、村で実施した住民アンケート調査結果によると、大衡村の現状について、住み続けたいと思っている方が約7割を占めており、今後も住みたいと思うためには「公共交通機関の利便性を期待する」が上位を占めております。村内の路線バスには5路線の万葉バスや駒場線、三本木大衡線、広域的な高速バスなどが運行されておりますが、通勤や通学のための交通手段、特に学生の通学手段がまだまだ充実していないのが現状であります。村単独ではなく、広域的な交通体系の取組も必要と考えるが、どうなのか。

また、村では、新交通システムについて検討されておりますが、デマンド型バス運行業務という案もありますが、これも含めて、これから利用者のニーズに適応した新たな視点に立った新交通システムの導入を期待しますが、村長の考えをお伺いいたします。

次に、3点目として、商業・観光について、第6次総合計画では、どのような方向性を示していくのかをお伺いします。

本村では、商業施設の集積が見られないのが現状ですが、ときわ台南住宅を初め、若い世代が定住・移住されており、これからも定住促進に向けて、今のニーズに対応した生活利便施設としての商業施設の必要性が求められていますが、商業振興の活性化を今後どのように進めていくのか。

また、村内には、万葉・おおひら館があり、多くの方に利用されておりますが、県内

外からの観光面で毎年多くの方が訪れておりますが、その方々からは大衡村にももう少し買い物できるような施設、あるいはちょっとした飲食のできる店があつてもいいのではないかという声もございます。商工会を初め、各団体との連携を取りながら、さらなる消費拡大を図っていく取組も必要と思うますが、どうでしょうか。

また、観光面においては、パークゴルフ場、クリエートパーク、昭和万葉の森など、大変人気があり、訪れる方も多いようですが、その反面、特にクリエートパークなどでは、維持管理に多額の経費がかかっているのが事実であります。これまで一般質問等で指摘されてきましたが、いまだにまだ結果が出ていないという状況にあります。その対策は、今後も検討していくものなのか、その辺をお聞きするものであります。

そして、観光資源の発掘として、今後どのように観光振興を推進していくのか、以上この3点について、これはあくまでも総合計画であり、将来の姿を質問するもので、今後のまちづくりの方向性として村長の見解をお聞きします。

議長（細川運一君）　　村長、答弁願います。

村長（萩原達雄君）　　皆さん、おはようございます。

今日は、第2回村議会の2日目ということであります。昨日に続いて的一般質問にお答えするわけであります。

まずもって、今、佐藤　貢副議長の一般質問にお答えさせていただきたいと思います。今後の大衡村のまちづくりについてのということであります、質問でございます。

まず、1点目の今後の防災力をどのように強化していくのかというご質問であります。が、災害が発生した場合には、災害対応について村が大きな責務を負うことになりますが、村の職員だけでの対応は困難なため、消防団、自主防災組織等との連携を図る必要があります。

昨年の台風19号による豪雨の際にも、消防団の皆様方には各地区の被害状況の確認や土のう設置等の協力もいただいておりますので、今後も連携を図るとともに、各地区の自主防災組織が独自に活動できるよう、訓練機会の充実や情報の提供を図りながら、組織の育成に努めてまいりたいと、このように考えております。

が、しかし、今般のコロナウイルス等々による大規模な訓練、そういったものは中止とさせていただいているものの、考え方としてはその組織の育成ですね、自主防災組織、そういうものを強化して考えていかなければならぬなど、こんなふうに思っているところであります。

村では本当に、今も言ったように、毎年防災訓練を行いながら、訓練を通して防災力の向上に努めているところであります、災害に対応するためには、訓練の積み重ねがやっぱり必要であるということあります。今後も折を見て、それを継続することができればなと、こんなふうに思っているところであります。

昨年9月1日には、宮城県総合防災訓練、大衡村を会場に実施されました。その際は、小中学生や各種団体、村民を交えた大規模な訓練が行われておりますけれども、このような訓練とまではいかなくても、全村民が参加した訓練が実施できれば、防災に対する意識と自助・共助の意識の高揚につながるものと考えております。

次に、2点目の交通体系の整備についてのご質問ですが、第6次大衡村総合計画策定のために実施しました住民アンケートでは、公共交通の利便性をよくすべきであるとのご意見が多く寄せられておりました。10年後の大衡村に期待する姿として、議員先ほどお話をされましたように、生活に必要な買い物や医療等の施設利用を維持していくために、交通手段の確保などの生活利便性の向上が重要な課題であるとの結論が出されております。そのため、現在の公共交通の在り方を見直し、新たな視点に立った新公共交通システムの整備として、例えて言うなら、デマンドバスやデマンドタクシーなどの新たな交通手段の創出を検討することや、自動車関連企業との連携により、自動運転の社会実験や高齢者向け小型モビリティの導入なども検討することを計画しておるところであります。

新公共交通システムについては、昨年度から情報収集などの調査等を始めており、新たな交通手段として玄関先から目的地まで利用できるドア・ツー・ドア型のデマンド公共交通の運行を考えており、今後は新たに開設予定のシルバー人材センターにおいて運行業務を委託すべく、種々検討を重ねております。また、シルバー人材センターにデマンド型タクシー業務を委託した場合、既存の万葉バスの在り方や高齢者タクシーチケット助成事業の内容、スクールバスの在り方、小中学生や高校生の通学のための広域的な交通網等、あらゆる角度から検討を行いたいと考えております。

自動車関連企業との連携による自動運転や、高齢者向け小型モビリティの導入については、村内の自動車関連企業と情報交換を行って、技術開発がさらに進み、自動運転等が現実的な状況となった際に本格的に検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目の生活利便施設の取組、観光資源の発掘にどのような施策を講じるのかとのご質問ですが、食品スーパーマーケットなどの生活利便施設の誘致は、まさ

に本村が直面している課題の一つであります。生活に身近な場所で食料品を中心とした毎日の暮らしに必要な品々を取り扱うスーパーマーケットは必要不可欠なものであることから、これまで店舗出店について誘致活動を行ってきたところであります。スーパーマーケットなどの小売りの新規出店については、事業者の商圏の需要と供給のバランスや立地環境がその進出のキーパーソンということで、最重要視しているところでありますから、そんな中で、その事業者がまだ難色を示しているといいますか、ということは、進出がいまだに実現されていないということに相なるわけであります。

本村の人口密度等の条件を考慮すると、本当にその業者のお話のとおりでの出店には厳しい状況下にあるということも、やっぱり納得せざるを得ない、そういった一面があります。しかしながら、今後も粘り強く、究極的にはある程度のインセンティブも考えながら、誘致の方向が見いだせればなど、こんなふうに思うところでもございます。

今後は、地区計画の拡大や役場周辺の商業施設等、生活利便施設が集積した新たな拠点の整備を進めるための中心市街地整備基本計画など、住宅団地や公共広域施設の整備などと一体的な土地利用を計画し、企業が進出しやすい環境づくり、そういったものを検討してまいりたいと思っております。

観光につきましては、第6次大衡村総合計画において、交流人口の増加が地域の活性化につながるとして、観光資源の発掘、大衡ブランドの創出、観光まちづくりの推進、観光ネットワークの整備の4点を施策の方向に位置づけて取り組んでいくこととしております。

今、具体的な取組としては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、今延期しておりますが、本村において大衡村のよさを多くの方に知っていただくために、達居森や牛野ダム、万葉クリエートパーク、万葉の森やふるさと美術館などをめぐっていただき、最後に万葉おおひら館でお土産を購入していただくバスツアーの開催を予定しておったわけでありますが、先ほども申し上げましたとおり、この新型ウイルスの関係上、今、それを延期をしている、延期を余儀なくされている、そういう状況にあるわけであります。このバスツアー、具体的に申し上げますと、もっともっと長いお話になるので、ここでは割愛させていただきますが、このバスツアーには村内企業の協力もいただきながら、大衡村の自然、文化のほか、産業についても体感し、新たな発見をしていただくことで大衡村を理解し、そしてリピーターとして再度訪れていただくきっかけになればなど、こんなふうにも考えているものであります。

そのほか、これもこのコロナ関連で選考が遅れていますが、いわゆるゆるキャラを創出して、着ぐるみや各種グッズなどを作製することとしており、観光ポスターの作製も行い、観光資源やアイテム、そしてホームページなどを活用しながら積極的大衡村のPRを取り組んでまいります。

また、今年2月に包括的連携協定を締結いたしました尚絅学院大学や村内企業のご協力の下に、新たな地場産品開発の取組も現在進められているところであります。大衡村にある自然、文化、産業など、観光資源を積極的に活用した観光施策を展開し、地域活性化につなげてまいりたいことができればなど、こんなふうに考える次第であります。

以上、お答えを申し上げました。よろしくお願い申し上げます。

議長（細川運一君） 佐藤 貢君。

11番（佐藤 貢君） それでは、防災関連で4点ほど再質問していきます。

防災に対する意識と自助・共助の意識が必要であるという村長の答弁でしたが、大衡村の総合防災訓練、それから消防演習がコロナの影響で今年度は中止となったわけですけれども、各地区での自主防災訓練や事業所単位での防災訓練、そういうものの全て中止にするものなのか、その辺お聞きします。

それから、現在、災害協定を結んでいる団体あるいは自治体がどのくらいあるのか、その辺をお知らせください。

新型コロナウイルスの影響で避難場所とか避難方法がこれから変わってくるのかなと思っていますが、避難所においての飲料水、あるいは非常食、そういうものの確保は今後どのように考えていくものなのか、その辺をお聞きします。

それから、大衡村防災ハザードマップが作成されました。地区ごとに浸水区域、あるいは土砂災害警戒区域が詳しく明記されており、地区ごとにいろんな災害場所、そういうものが明記されているわけですけれども、これ地区ごとにそういう説明会、そういう実施も必要と思いますけれども、今後そのような考え方あるのか、その辺をお伺いします。

それから、次の交通体系関連について2点ほど質問します。

学生通学手段としての交通体系ですね、これもいろいろ必要なのかなと思いますけれども、結局これは村単独というよりも、広域で考えていく事案なのかなと思いますけれども、今検討されているデマンド型のバス運行、これで解決するものなのか、その辺を詳しくお尋ねしたいと思います。

それから、交通体系の施策の方向として村道の整備、あるいは国道・県道の整備や歩道整備、そういったものが6路線について示されておりますが、全てにおいて早期着工を願うものなんですが、その辺の今後の計画性はどうなのか。それから、県・国に対しての要望活動は引き続きしていくものなのか、その辺をお伺いしたいと思います。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　お答えします。ちょっと今、何項目ご質問いただいたのか、ちょっとメモしていたんですが、なかなか、ちょっと漏れたらまた質疑してください。

まずもって地区防災訓練とかそういったものの地区での対応はどうなのかということありますけれども、今度の日曜日が花いっぱい運動というんですか、俗に言っておる、すばらしい大衡を創る協議会主催でありますけれども、その花いっぱい運動については、各地区の判断に委ねるという基本的なお話があつたわけでありますけれども、多くの地区においては、役員の人たちでやるとか、密にならない程度の、あるいはちゃんとした、マスクやらそういったものをちゃんとした感染対策を施しながらやるというお話を伺つておるところであります、この防災についても、各地区それなりに特徴のあるやり方というものもあるんだろうと思いますから、それも全部ダメですよという、村主導でダメだという、そんなことは村としてもちょっと発信できないのではないのかなと思います。ただ、村でも中止しているのだから、やっぱり地区でも自粛したほうがいいというような、何かそんな風潮もあるようありますから、その辺も地区、地区の皆さんに判断をしていただいて、何かしらできるものはやっても、これはいいのではないかなとは思つておるところであります。したがつて、全部、各地区でも中止にしなさいというようなお話にはならないのかなと、こういうふうに思います。後に総務課長のほうからも答弁させますけれども。

それから、災害応援協定等々という、何者あるのかということあります。まずもつて友好交流姉妹都市といいますか、友好交流都市を締結しております金ヶ崎町は、総合防災協定といいますか、応援協定ですかね、そういったものも当然締結させていただいておりますが、この近くということになりますと、郵便局やらいいろいろあるわけで、LPGガス協会だとか、これも担当のほうから詳しく述べを、お話をさせていただきたいと思います。

それから、防災マップ、ハザードマップ、これについての地区ごとに説明会などをしなくともいいのかということあります。これも、本来であれば総合防災訓練、あるいは

は地区での大々的な防災訓練の際に説明する予定にしておりましたけれども、今般そういったことでいろいろ規模も縮小しますし、もちろん村の訓練も中止ということありますから、ちょっと時間がかかるとは思いますけれども、いずれ皆さんにそういったことを周知してまいる機会があるんだろうと、私なりには判断しているところであります。

マスクしていると息が苦しくなって、私も大変、ちょっと休ませてください。

ということで、その次は、デマンド交通ですか……、各地区の防災施設の組織率ですかね、組織率は、私は100だと認識しております。100といいますか、各地区に網羅していると思っていますが、いいんだよね、私はそう思っています。そう思っていますじやなくて、そういうふうになっております。

それから、デマンド交通等々についての新交通システムですね、等々についてのお話でしたが、これも、これを進めるに当たっては、各これまでの万葉バスやら、代替バスやら、あるいはタクシーチケットですね、高齢者の方々の、発行もしておりますし、いろいろな観点からなかなかスムーズに「はい来た」というわけにもいかない、昨日の赤間議員の質問にもお答えしたように、関係各機関と綿密な、そしてお互いに納得できるような意見のすり合わせをしながら、できる範囲でまずは進めていくというのが私のスタイルだと、大衡村のスタイルだと思っておりますので、したがって、例えば黒川地区、あるいは宮黒地区等々の連携を図っての相互乗り入れとか、そういったものも当然、今後といいますか、これまでも、今後も、話を進めていかなければならぬ課題だなというふうにも思っておるところであります。

それから、道路関係であります。大衡仙台線、まさに大衡村として今一番交通インフラの整備の最重点路線と私は捉えておりますので、先日も県の仙台工事事務所所長が挨拶に来られました際にも、県としてもそれが、県の道路課としても、道路部としてもですね、土木部としても、それは本当に重要な路線として位置づけておりますよというお話をされて、大変心強く感じたところでありますから、これからも粘り強く早期実現のために頑張って要望活動を続けてまいりたいと思います。

国道4号線については、ご存じのとおり、今、工事も始まっておりますし、移転される家屋等々の協力も得まして、三本木境から川原交差点までは用地交渉もほぼ終了になっているんじゃないかな、詳しくは分かりません、でも、もう早々と重機を撤去して、別な住み替えをした方々もおられますし、その路線が拡幅になる部分がちゃんともう耕作もされていませんし、そのまま、これが道路敷地なんだなと一目瞭然に分かるような

形で今ありますから、用地交渉は当然終わっているんだなと。したがって、三本木境のほうから工事が始まっておりますので、ただ、これも、これに伴って、前にも高速道路から水があふれてくるというようなお話もありました。国道4号線も今の倍以上の面積が舗装されますので、そうすると一時的に雨が降った場合に出水すると。その受け皿として、その下流の、下流といいますか、西側の用水路、排水路、そういったものがそれでは、既存のものでは間に合わなくなるということで、その改修、これはその国交省の工事から約50メートルぐらいまでは国交省で面倒を見るわけでありますが、そこから下は村の本当に単独事業ということでやらなければならぬということで、かなりの金額も考えられるわけであります。そういうこともありますし、いろいろと、あと災害についての遊水地ですね、遊水地にしても、本当に今進んではいますけれども、なかなかこれも、ただコロナウイルス関係で国も何十兆ですかね、というような臨時出動、財政出動を余儀なくされておるところですが、その影響についてはどうでしようかというお話もさせていただきました。それとこれは違いますよと、これはこれでちゃんとやりますというお話でありましたので、ひと安心をしたところであります。

それから、やはり農業支援ということで、我々この大衡村は農工併進ということを掲げておりまして、もちろんずっと今まで、今も変わりございませんが、そんな中で、農業の基盤に関わる各種の助成、補助ですね、そういうものをさせていただいております。今年なんかは特に、昨年の台風の影響で、まず億を超えるぐらいの勢いで今も申請が上がってきているところであります。それと併せて、イノシシ、有害鳥獣ですね、これの電気柵というんですか、この申請が近頃毎日のように上がってきております。それもピンからキリまでありますけれども、額についてはですね、ということで、今後はそういうものにも対策が施されるということで、財政的にもかなり窮屈になってくる、そんな場合も予想されているところであります。いずれにしても、しかし大衡村の住民の生活安定、そういうものに資するわけでありますから、予算もいろいろありますけれども、そういうことに住民の皆さんのが利便性最優先ということで施策を私は講じる覚悟でおりますので、ぜひご理解をいただければなと思います。

答えになったかどうかわかりませんけれども、1回目の答弁としてお話をさせていただきました。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（細川運一君） 村長の答弁の中に担当課長に説明をさせますというご発言もありましたけれども、村長、そのようによろしいですか。（「はい」の声あり） 総務課長。

総務課長（早坂勝伸君） まず、地区における防災訓練の関係でありますけれども、これはコロナの感染状況の拡大、あるいは地区との協議にもよるわけでありますけれども、仮に地区で実施されるということになれば、村としてもこれについては支援をしていきたいと思っているところであります。

次に、災害に関する協定数の関係でありますけれども、これにつきましては、企業、あるいは団体、自治体等と各協定を結んでございます。件数にすると20件以上になります。代表的なものを申せば、村内の事業者で組織されております災害応急措置協力会と災害時における応急措置に関する協定、これらを締結してございます。そのほかにも、トヨタ自動車、あるいはトヨタ自動車東日本、宮城県、村と4者で災害時における支援協力に関する協定、さらには、先ほど村長の答弁にもありましたように、岩手県金ヶ崎町との相互応援に関する協定等々、それぞれ結んでおるところでございます。なお、内容につきましては、物資の供給、あるいは輸送関係等ですね、幅広く全体的に対応できるような協定をそれぞれ締結しているところでございます。

次に、避難所における食料、飲料水等の確保の状況でありますけれども、まず、村としての物資の保有状況でありますけれども、缶入りのパン、こちらにつきましては2,512缶、あとはアルファ米が2,850食、まず食料品関係につきましてはこの2種類を備蓄しているところでございます。それ以外のものにつきましては、先ほどの協定を締結している企業あるいは職員等を活用して独自にその物資の確保に当たりたいと思っているところでございます。以上になります。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） 公共交通の関係の、高校生の通学手段ですかね、その部分の大崎方面、仙台方面については、ご存じのとおりある程度バスの部分がありますけれども、利府高校ですかね、具体的に申せば、利府高校については、なかなかそういう交通手段がないということで、それがデマンド型、今回新たなデマンド型の公共交通で解決するのかというお話だったかと思います。結論から申せば、一応デマンド型の部分については、村内の高齢者の買い物ですとか医療の関係という形で、大和町の部分の買い物の助けという形になっておりますので、学生の公共交通の部分については、ちょっとなかなか当てはまらないのかなという感じにはなっております。ただ、それも手をこまねいでいるわけではございませんので、いわゆる事務レベルで黒川圏の広域行政推進協議会というのがございます。その中で、具体的に事務レベルでどういった感じでやったほう

がいいんでしょうかねと、問題点等々洗い出している状況でございます。ですから、すぐさま高校生の通学手段が確保できるとう状況ではございませんけれども、一応、各4市町村とも公共交通の問題意識をもって、今協議を重ねているという段階でございますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

議長（細川運一君） 佐藤 貢君。

11番（佐藤 貢君） 次ですね、商業観光について二、三点質問していきたいと思います。

先ほど村長の答弁にもありましたけれども、今年の2月に尚絅学院大学との包括的連携協定を締結されました。その中で地場産品の開発の取組ということで協力をいただくということなんですが、そのほかに観光振興の面で、観光面でどういった協力体制といいますか、大学と協力を得ていくのか、その辺をもう少し具体的にお知らせいただきたいと思います。

それから、観光面なんですが、パークゴルフ場、クリエートパーク、昭和万葉の森と、大変県内外から多くの方が来ていると、訪れているということなんですが、先ほども申し上げましたけれども、万葉クリエートパークを初め、各公園の維持管理費、これが多額の経費がかかっているということで、課題の一つにもなっていると思うんですけれども、今後、いろいろ一般質問等でもお話されましたけれども、その中で利用者の負担も考えていくという村長の答弁もありました。今後もそういうものを検討されていくものなのか、それをお聞きしたいと思います。

最後に、村長に大衡村の将来のまちづくりというものを全体にどのように進めていくものなのか、村長の理想とする姿を簡単でいいですからお聞きして質問を終わりたいと思います。お願ひします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） なかなか難しい面も質問いただきました。まず、観光面ということあります。先ほども申し上げましたとおり、大衡周遊バスツアー、これを企画したところで、実施する段階寸前まで準備をしていたわけですが、このコロナ禍によってそれを中止を余儀なくされているところであります。第1回目は、まずもって桜の季節に大衡村桜の名所、多々あるわけですから、牛野ダムから大衡城公園、中央公園とか、そういうところもめぐりながらという、先ほどそれは言いました。いろいろと、昨日も申し上げました万葉の森につきましては、何か全国でも群生地として一番トップな、誰がはかったかよくわかりませんけど、計算したのかわかりませんけれども、そ

いう報告もいただいております。6万株っていいましたかね、6万株自生しているんだそうです。それって、1か所にそのぐらいあるというのは、日本でもないということで、ギネスブックならぬ何かそういったものに登録でもしたほうがいいのかななんて思いながら、今考えているところであります。そういうところも含めて観光というのはいろんなものがあるんだろうと。そして、我々は地元に住んでおりますから、当たり前だと、常に見ている景色が当たり前だ、情景が当たり前だと思っているのが我々ですね、私から初め。ただ、よそというのはちょっと言い方悪いかもしませんが、よそから見たそこの意見によると、すばらしいものばかりあるんだと、大衡、「ええ、そんなにすばらしいのあるのすかや」と私は思うんですけれども、斬新なそういう考え方ができるんだというような、そういう観点から我々は見ているんだというようなご意見いただいております。牛野ダムにしてもしかりであります、クリエートパークもしかりであります。そのほかにもいろいろ名所旧跡というもの、例えば貴船神社、須岐神社等々も、あるいは大衡八幡神社等々も、我々は日常的にあそこにあるなって、そんなふうにしか思っていません。そのルーツなどもはっきりと認識している人ってそんなにいないんだろうと思います。なぜその名前もついているのかとか。ですから、そういうことで、目からうろこの村民も出てくるのではないかなと思います。

この間、テレビをちょっと見ました。貴船神社というのは、何で貴船神社というの、石川議員辺りは篤と分かっているかもわかりませんが、あれ京都に貴船神社というのあるんですよね。あそこから来ているんじゃないのかなと、私は思っています。そこからでないのかなと、ですよ。でも違うかもしれません。ただ、私はそう思っているというだけの話であって、ですから、そういうルーツなども調べて、実際に行かなくてもそういう資料で調べてみるのも、探訪してみるのもすばらしいことなのかなと思っております。

そういうことで、観光、今、大学の協定もという話もありましたけれども、大学との協定によって新しい大衡村の產品の、地場產品の開発をお願い、お願いといいますかそういうことをしているわけでありますけれども、さらにはやはり観光の仕方、観光の仕方というものおかしいですけれども、実際の観光、そういうもののアイデアも出していただく、そういうことも模索しているところでもあります。したがいまして、そういうことで進めて、観光面でももっともっと。ただ、このコロナでその観光が頓挫しているということは、これは何も大衡だけではありません、全部です、全国的に。コロナ

が蔓延するまでは国を挙げてインバウンド、インバウンド、外国人を誘致してお金を使ってもらうんだと、国民全員そう思っていたんですよね。今、来ないでくれですよ、来ないでくれなんです。それだけコロナというのは大変なんですよね。今日の新聞によりますと、100万人当たりの死者が、日本が7人だそうです。当の中国は3人だそうです。本当だかどうか分かりません、中国のあれは。圧倒的にアジアといいますか、日本を含めたアジアが少ないんだそうですね。多いのはアメリカとヨーロッパですね。何が違うんだろうというようなお話もされていました。話すれましたけれども、これまでの生活習慣、あるいは山中教授が言っていましたファクターXですね、それを山中教授も研究するようなお話も今日の新聞に載っていましたけれども、今日って、前から載っていたんですけども、さらに今日載っていました、であります。日本は安全なのかなと、そういう意味ではですね。

さらには、話また変わりますが、クリエートパーク等々のお客さん来ますけれども、これまで私が就任した当初から言っていました。「お客様がいっぱい来っからすごいんだおや」ってね。皆さん言ってたんですよ。皆さんというか、何て言つたらいいかね。でも、何すごいのやと。ただだから来るんだけれども、ごみ置いていって、あとたまに「けがしたからお金払ってけろ」だの、そういうのが、何がいいのやと私は思ったときに、あれは駐車場もそしていっぱいになりますね。ですから、そこで有料化のため、有料といいますか、協力金みたいな形で駐車場に入るときに100円でも200円でも、自動的に入れられるような仕組み、ならないのかななんて言いながらやっていたんですけども、まだ実現しておりません。なしてやという。そしすると、「100円、200円痛ましい人は、万葉館の駐車場に止めたり、路上駐車したり何だりするからだめなんだおんね」というような、　の方のそういうようなお話もありました。私はそうではないと思うんですけどね。やる気だったらできるんだと思うんです。そして、路上駐車する人はしたで、後でパトカーにでも来てもらって、していただくと、本当はいいんですけどね、と私は思うんですけども、ただ私だけそんなこと言ったってね、分かりません。ということで、牛野ダムにしてもそうなんですよね。ただ、あそこは公道ということ、道路だから、道路に入ってだめだという話にもならないような話なんですよね。なので、あそこでゲート造って料金徴収というのもなかなか大変だ。あそこにテントを張る場合のキャンプサイトというのかテントサイトというのか、一張何ぼとかって、そういう本当にそれをやっているところはあるんですよね、キャンプ場とかね、オートキャンプ場とか

そういうのは、お金取ってやっているんですよね。そういう仕組みができるないかななんて思いながらいるんです。牛野ダムは本当に、誰も、村でもどこでも積極的に宣伝していないけれども、首都圏はもちろん、全国からお客様が来て、あそこはテントの森になつて、そういうことになっていますので、どうか大瓜地区なりそういう方々が、何かしら営業できないものかなとか思つてはいるところであります。

一つの例を取ると、南川ダムとか、ああいうところの周辺に行くと、喫茶店やら、カフェっていうんですか、今喫茶店って言わないんだってよね、カフェとか、そういうのをやつたり、そういう起業者の方々がいっぱいいるんですけども、大衡の人はやっぱり余りそういうことには目が向かないのかな。あの沿線に、小川議員いらっしゃいますけど、小川議員の辺りでそういうカフェでもやれば、牛野ダムに行く途中に寄つてね、コーヒー一杯、手作りのケーキなど食べながら、一人1,000円とかね、1,300円ぐらい、客単価、そういうことが期待できるんではないのかなと思うながら、でも大衡の人は私と同じように引っ込み思案で目立ちたがらない人たちが多いわけですから、確かにね、そういうことなんだろうなと今思つています。

いずれにしても、そういうことでやつていけたらなと思つますし、さらに、大衡村の将来像の姿、そういうものをどんなふうに考えているんだと、村長の、私のこんな頭ですね、考えもつきませんけれども、ただ、一つ言えることは、やはりコンパクトな中心地がある、役場を中心とした、そういうコンパクトな町になつてくるんではないかなと。これは大衡に限つたことではないと思います。どこでもそういうことになる可能性が大であります。どこでもそれを目指しているようであります。私もそういった、何と言ひますかね、そうすると行政コストもコンパクトなんですね。ずっと一軒家まで、ポツンと一軒家があると、そこまで除雪はしなければないし、水道も引っ張つていかなければないしということで、ですから、そういうところもだんだんとなくなつて、みんな中央、中央といつてもね、中心のほうに集まつくると、行政コストもかなり軽減される。しかし、それによって逆に、先ほども申し上げました有害鳥獣なりそういうものがはびこつてくる、そういう危険性ももちろんあるわけであります。なので、でありますか、将来的にはそんなふうにならざるを得ないのかなと思っているところであります。

答えになつたかどうか分かりませんけれども、それを目指して皆さんで一緒になつてこのまちづくり進めていけたらいいなと、私としては思つておるところでありますので、

どうかよろしくご協力のほどお願ひ申し上げます。終わります。

議長（細川運一君） ここで休憩をいたします。

再開を11時10分といたします。

午前11時00分 休憩

---

午前11時10分 再開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告順6番、小川ひろみ君、発言願います。

4番（小川ひろみ君） 通告順位6番、小川ひろみです。通告に従いまして、一問一答で新型コロナウイルス対策についてご質問いたします。

新型コロナウイルス感染症に伴う学校の一斉休校は、社会的に大きな影響を与えました。そして、人との接触を8割減らす取組、不要不急の外出の制限は大人も、子供たちもストレスを感じたことだと思います。新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の見解では、新しい生活様式としてこれまで以上に飛沫感染や接触感染、さらには近距離での会話への対策を実践していく必要があると提言しております。具体的には、一人一人の心がけが何より重要で、人との身体的距離をとることにより、接触を減らすこと、マスクをすること、手洗いをすることが重要とされております。そして、厚生労働省では、密閉・密集・密接をしない、0密を目指しましょう、野外でも密集・密接には要注意と協力を呼びかけてお願意しております。新し生活様式を心がけていくことで、感染の拡大を防ぐことができ、自分自身だけでなく、大事な家族や友人、隣人の命を守ることにつながると考えます。今後、3密を考慮した本村の実情と状況に応じた方策、学校における基本的な対策と感染症対策が重要と考えます。

1点目、6月1日に小中学校の入学式が行われました。子供たちの笑顔に誰もがほほ笑んだことと思われます。一変した学校生活に戸惑いを持った子供たち、親御さんもいたことでしょう。3密による、徹底による、じゅうようが村長招集挨拶に含まれておりました。3密を避けるための学校における授業の新しいスタイルをお聞きいたします。

2点目、給食の再開を望んでいるご家庭が多いように思われます。給食が栄養源になっている子供たち、生徒もおります。再開はいつになるのでしょうか。昨日の一般質問では、8月8日から19日までが夏休みとの答弁でありました。夏休みの短縮での対応で授業の遅れは大丈夫でしょうか。特別活動は子供たちにとって思い出となる事柄であり

ます。今後の予定はどうなるのかお尋ねいたします。

3点目、3月からの突然の休校で、子供たちはペーパーによる課題が配られ、家庭での取り組みになりました。学習の遅れ、体力の低下は思った以上に見られます。今年度中にタブレット端末が一人一台配付されるようになりますが、オンライン授業への取組はどのようになるのでしょうか。

4点目、3密を考慮した災害時における避難所の在り方は今までのようにはいかないと考えます。住民の方々への啓発が必要と思われますが、どのようにしていくのかお聞きいたします。

5点目、感染症対策を講じた備えが大切になると見えます。災害備蓄品は今までのものだけでは対応できないのではないかと思われます。見直しの考えがあるのでしょうか、伺います。

6点目、庁舎のそれぞれの窓口では、フィルム飛沫感染対策が講じられております。この状況での対応は数か月がたちます。不具合や村民からの意見などはないものなのか。以上の事柄についてご質問いたします。

議長（細川運一君） 村長、答弁願います。

村長（萩原達雄君） 小川ひろみ議員の一般質問にお答えしたいと思います。

新型コロナウイルス対策ということではありますけれども、1点目から3点目までの学校関係に対しての質問は、教育部局教育長から答弁をいたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

私からは、4点目の3密を考慮した避難所の在り方はということのご質問であります。避難所における3密、俗に3密と言っておりますが、密閉・密集・密接、これを3密と言うんだそうであります。の発生を防ぐためには、人ととの間隔を2メートル、最低でも1メートル空ける必要があるため、通常の災害発生時よりも収容人数は格段に制限されることになります。このため、可能な限り多くの避難所を設ける必要があり、これまで各地区の集会所を指定避難所としておりましたが、指定避難所以外の避難所を開設し、対応することになるのではないかなど、こんなふうにも思います。なお、今後宮城県から感染症拡大時における避難所運営のガイドラインが示されますので、それらも参考としながら対応してまいりたいと考えております。

次に、5点目の感染症対策を講じた備蓄品の見直しはどうかということですが、今般の新型コロナウイルス感染症は人類を脅かすパンデミックとなり、世界的にマスク

や消毒用アルコールが不足となり、充足されるまでの間、備蓄品での対応を余儀なくされたところであります。このことを踏まえ、完全に終息を迎えるまでは、人ととの距離の確保やマスクの着用、手洗いなどの手・指衛生など、基本的な感染対策はずっと必要であり、第2波、第3波も想定されていることから、備蓄品としてのマスクや消毒液の補充を行うとともに、村民の皆様にも3つの密を避ける生活を意識していただき、新しい生活様式の定着に取り組んでいただきますようにお願いするものであります。

次に、6点目の庁舎内窓口でのフィルム飛沫感染症対策のご質問であります。このビニールシートは、庁舎及び福祉センターのカウンターに新型コロナウイルスの飛沫感染防止のため、応急的に設置したものであります。緊急事態宣言が全国で解除されている状況下にはありますが、ウイルスが完全に根絶されたわけではなく、専門家によると、第2波、第3波の感染拡大も懸念されておりますので、当面の間、この状況を継続したいと考えております。

なお、今設置しているビニールシートは、透明性が低いため、書類等が見えにくいという点もありますので、今後、どのようにしたらよいか、透明性のあるものに変えることもひとつ視野に入れながら、検討してまいりたいと思っているところであります。

議長（細川運一君） 教育長、答弁願います。

教育長（庄子明宏君） 私のほうから1点目から3点目について答弁いたします。

1点目の3密を避けるための学校における授業の新しいスタイルはとのご質問ですが、児童生徒及び教職員の感染リスクを可能な限り低減することが必要であり、5月22日付で文部科学省から学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、学校の新しい生活様式が通知されたところであります。宮城県は、感染観察都道府県となっており、地域の感染レベルは1となっておりますが、このマニュアルに示された対策も参考にしながら、本村小中学校に合った感染症対策を実施しているところであります。

換気の悪い密閉空間とならないようにするため、教室及び職員室等の換気を徹底し、常時換気や窓、出入口の扉を対角線上に2か所開けて空気の流れをつくる、1時間に1回、5分から10分程度、窓や出入口を広く開ける、換気扇は常時使用するなど、それぞれの教室等に応じた対策を行うこととしております。

密閉状態にならないようするためには、分散登校による人数の抑制と座席をできるだけ離すことなどの工夫をして、教室内の児童生徒の距離を保ち、また、体育館や講堂

を使って距離を確保するなどの対策を行っています。また、小学校においては、授業の始まりと終わりの時間を学年で5分ずらして、トイレや手洗い場で密集しないようにしています。

密着の防止については、登下校を含むマスクの着用、教室やトイレ等で多くの児童が触れる机や椅子、ドアノブ、スイッチ、蛇口等を1日1回以上消毒、教具や用具の共有をしない、共用した場合は手を洗い、徹底するなどの対策を行っています。

なお、毎日、自宅での健康観察カードへの対応の記入や学校での健康観察により発熱や風邪の症状がある場合は、家庭で休養する措置をするなど、保護者と連携しながら感染防止に努めています。

また、教科の指導においては、ペアグループでの学び合いはせず、一斉での授業を基本とし、プリントの配布・回収は個人ごとに行う、教科書、文房具の貸し借りはしないことや、例えば、音楽科において歌唱指導は年間指導計画の指導順序を変更し、鑑賞中心の授業にする。また、NHK for School「おんがくブラボー」をICTを活用した授業で行うなど、教科ごとに工夫しながら感染防止を行うこといくことを当面継続する必要があるものと考えております。

次に、2点目の給食の再開、夏休み、特別活動はどうなるのかとのご質問ですが、まず、学校給食につきましては、小・中学校ともに6月15日月曜日から再開することとしており、6月26日までの2週間は全て一個包装されたパンと牛乳及びカップや袋入りデザート等の簡易給食を提供することとし、また、29日以降、当面の間については、カレーライスなどのご飯の上にかけるメニューに限定することとしています。栄養分やカロリーにおいては、基準に満たない場合もありますが、小学校においては配膳も教員及び学習支援員が行うなど、安全に配慮し、新型コロナウイルスへの感染リスクを極力なくす対策を講じながら、給食の提供をする予定であります。

夏休み及び特別活動につきましては、昨日、石川 敏議員の質問で答弁しておりますが、夏休みを8月8日土曜日から8月19日水曜日までの12日間とし、学校行事の精選を行い、中体連の代替として協議ごとの交流大会をそれぞれ実施する方向で検討しております。

次に、3点目のオンライン授業への対応はとのご質問ですが、まず、オンライン授業とは、インターネット上で行う遠隔授業で、ウェブ会議システムを用いて映像や音声データを送受信し、教員と児童生徒が同時にコミュニケーションできる環境で同時双方型

の授業を行う同期型オンライン授業とインターネット上に置かれた資料、音声、写真動画などのデジタルコンテンツを活用しながら学ぶオンデマンド型授業があります。現在、小中学校において、パソコン教室において児童生徒をクラスごとに一人一台でオンライン授業ができる環境にあり、また、使用できる末端の数は限られていますが、全普通教室にWi-Fiと有線接続によるオンライン授業ができる環境が整備されています。また、タブレット端末を小学校に20台、中学校に7台と、大型テレビやプロジェクター、電子黒板などを利用しながらオンライン授業を行っているところがあります。

今回の新型ウイルスによる臨時休業中の家庭での学習につきましては、本村の小中学校においてはプリントなど紙ベースの課題を与えることにより行いましたが、ICTを活用したオンライン授業を活用した学校では、非常に効果的でありました。しかし、全国的には同時双方のオンライン授業を通じた家庭学習の取組を行った公立学校が5%となっており、海外での取組と比べても非常に低い状況にあることから、国では、ギガスクール構想により児童生徒一人一台の環境を早急に実現する必要があるため、補正予算を措置し、今年度中に整備することに計画の前倒しを決定したところあります。このことを受けて、本村の小中学校においても、学校におけるICTを活用した学習の推進と緊急時における家庭でのオンライン学習に対応するため、国の補正予算を活用しながら、小・中学校児童生徒一人一台を達成すべく、端末の調達費用を6月の補正予算に計上しているところであり、今後、ICTを活用したオンライン授業等の取組を一層推進していきたいと考えております。

なお、緊急事態による臨時休業中に各家庭でオンライン授業に取り組むためには、インターネットへ接続できる環境が必要でありますので、各家庭におけるインターネットへの接続環境の実態についてアンケート調査を実施し、児童生徒全員がオンライン授業に取り組める環境整備を検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

4番（小川ひろみ君） 最初に、4点目の村長の答弁のほうからお伺いしたいと思います。

3密を考慮した避難所の在り方ということで、答弁では指定避難所以外の避難所を開設し、対応していくという答えがございます。どのような場所を考えているのか、そして住民への啓発はどのような方法ですのかお尋ねいたします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 指定避難所でありますが、今、各地区の集会所が指定されているところ

であります。衡上地区等々を例に取れば、そのほかに、例えば村民体育館とかそういうところとかが考えられます。それから、やっぱり衡上地区はそうであっても、ほかのところはじやあどうなんだという話になってきますけれども、やっぱり各集会所はもちろんでありますけれども、そのほかにやはり、考えられることといったら、やっぱり、私の頭で考えられることはそんなにないんですけども、例えば、宮城県でも先般、200室でしたかね、既存のホテルなども、感染症の、コロナの関係でありましたけれども、借り上げたということがあります。そういう民間の場所等々も視野に入れながらやつていかなければ到底、もちろんないわけでありますから、民間の、あるいは個人の住宅等々、あるいは個人の作業場と言つたらいいんでしょうかね、そういうところ等々、いろんな選択肢はあるとは思います。

一問一答ですからね、この辺にしたいと思います。

議長（細川運一君） 住民への啓発はどのように行うかというご質問もございました。村長。

村長（萩原達雄君） 住民への啓発といいますか、やっぱりそういうところも、今後、コロナを受けて密を避けるという意味では、当然そういうことも周知していかなければならないのかなとは思っているところであります。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

4番（小川ひろみ君） やはりきちんとした住民の、こういうところが避難所だというようなことを啓発することが、住民にとっては一番大切なことだと思います。今回、多分6月の広報と一緒に内閣府の防災担当、消防庁というような、このようなハザードマップのようなものが配られました。やはりこれだけ配られても、私たち大衡村には合っているのか、合わないのかということになります。やはり、これを配った後、大衡ではこういうようなところだということをきちんと示すことが、私は大切だと思いますが、その点についてお伺いいたします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 要するに、これまでの災害でありますと、地震、あるいは水害ですかね、そういうことでの避難所が一般的に定着していたところであります。今度は、コロナウイルスということも重なってきて、もしそうなった場合にどうするんだという話だと思いますけれども、全くそのとおりでありまして、今後そういうことを想定しながら、当然、先ほど申し上げましたように、その地区、地区での避難所、集会所以外の避難所も考えていかなければならぬと、それは当然のお話であって、今後それをどのように

していくかということは、やっぱり府内でも検討していかなければならない問題だなと思つております。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

4番（小川ひろみ君） やはり、第2波、第3波ですね、いつ本当に起こるか分からぬ状況にございます。やはり早急にそういう対策を取っていただきたいと思います。

また、次の質問で、基本的な感染症対策の備蓄品として、やはりマスクと消毒液の補充を行つたということあります。その備蓄で本当に新型コロナウイルス感染症対策が大丈夫なのか。また、住民から今回のこの感染症のことで何かいろいろなご意見がなかつたのか、その点についてお伺いしたいと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 何かなかったか、要望とかご意見ですね、住民の皆さんからの。特段、特筆すべき要望等々については、余り届いていないというのが実情であります。私のところまではですよ。現場サイド、現場といいますか、担当課サイドにはあるのかもしれませんから、担当課にも答弁をさせますけれども。

この備蓄でありますけれども、そういったこととはまた別な話になってしまいますけれども、パーティションというんですか、パーティションで囲う、また密になるかもしれませんけれども、パーティションなんかも備蓄の対象として、段ボール製なんだろうけれども、家族、家族が別々にといいますか、ということでの備蓄を、それは備蓄というよりも各地区に、1地区に7組ほどそのパーティションセット、それを配備したということであります。その有用性が確認、あるいはそういったことがいいものだということであれば、さらにそういったものを増やすことも当然考えられるということであります。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

4番（小川ひろみ君） やはり防災訓練、そういうものもなくなつたわけでございます。やっぱり、宝の持ち腐れというように、あっても全然何も機能しないのではこまりますし、そういうことについて、やはりこれからどういうふうにしていくのか、やっぱり考えていただきたいと思います。そして、やはり先ほどの話にもありますけれども、このマスク、消毒液、体温計、やはりこういうのは自分から、自ら持って、自分から備蓄していくという気持ちを、やっぱり各家庭にも、行政だけに頼るのではなく、そういうことをやはり啓発していく活動というのがこれからとても大事になると思いますので、そのような自らの備えを誘導する、そのようなことはどのようにお考えでしょうか。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　そうですね、やっぱり避難するに当たって、いや避難だけじゃなくて、日常の生活においても、そういうものが当然備蓄して、各家庭でですね、備蓄してあるということが重要であります。よって、村としてもその啓発活動は当然していかなければならぬなと思っているところであります。

議長（細川運一君）　　小川ひろみ君。

4番（小川ひろみ君）　　次に、6点目の質問です。今回、庁舎内に今も皆さんのおところにもフィルムのような、ありますけれども、やはりとても薄くて、これをどうやって消毒したり拭いたりするんだろうか、毎日しているんだろうかというの、やっぱり不安になります。今日も私、印鑑証明取りにいきましたけれども、やはり薄っぺらなものがどのように本当、管理され、どのような消毒体制をされているのか、やはり不安になる部分がございました。やはり、今後窓口対策として、これからは、いつ終わるかわからないし、これからはずっと必要不可欠なものになっていくのではないかとは思います。その分を考えまして、アクリル板など様々なものがありますので、そういうような対策を講じていくことが必要と思われますが、村長の考えをお尋ねいたします。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　小川議員のおっしゃるとおり、私もそれは感じております。先ほども再三申し上げております。応急的に、急を要することで、応急的にとりあえずという、感染を防止するために、職員自らが作製したものもちろんありますし、骨組みだけを工務店さんに作製していただいたのもありますので、みなバラバラになっていきますけれども、既存の既製品でもっと立派なものが、そして透明性のあるものが多分これはあるんだろうと思いますね。なので、それを順次、今後設置していくたらいいなと思っております。やはり、今のおっしゃるとおり、ゆらゆらしていますし、消毒するにしても、その話はよく分かるわけでありますから、そういうふうにしていきたいなと思っておりますので、どうかよろしくお願ひ申し上げます。

議長（細川運一君）　　小川ひろみ君。

4番（小川ひろみ君）　　そのように、やはり職員の方々が、本当、手作りで即座にされた、やっぱりそこは行政の意識にレベルの高さ、そこは評価すべきだと私も思っております。これからアクリル板など、応急ではなく本当にすばらしいもの、そして隣と隣の間も、やはり区切られるような、そのような形をつくっていただきたいと思います。

また、年配の方々が来たときには、やはり近くでの対応じゃなければなかなか声が届かない、そういう場合に、やはり職員の方々があつて行政が成り立つわけです。やっぱりその職員の方々の感染対策が、私はとても重要だと思っています。そういう部分を考えまして、フェイスシールドなど、そういう部分も考えていかなければいけないのではないかと思いますが、村長の考えをお尋ねいたします。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　そうです、優良な住民サービスを提供するためには、その職員が健康でなければならない。職員が健康でなければ優良な、良質なサービスはできないんだよということは、私、朝礼等々でも口を酸っぱくなるくらい、何回も言いました、言っています。ですから、それは職員の皆さんもかなり自覚をしていると思っております。おっしゃるとおり、そういう状況の中で仕事をするわけであります。議員が今おっしゃいましたフェイスシールドという、わからないことはないんですけども、フェイスシールドは医療機関とかでは当然しているようありますけれども、役場職員がフェイスシールドまでしてというのは、いかにも、こんなこと言うとちょっと、用心することに越したことはないと、過ぎたことはないんですね。ではありますけれども、フェイスシールドをしなければならないぐらいの、そういう感染、宮城県はレベル1でありますから、その辺までどうなのかなと。ご意見はご意見として伺いたいと思いますけれども、その辺どうなんですか、逆に私がお伺いしたいんです。ということで、そこまではまだ考えて、現段階では考えておらないのではないかなど。ただ、課長たちが、「いやしたほういいよ、村長」と言うのであれば、それはしたほうが、するのは全然やぶさかではございません。よろしくお願ひします。

議長（細川運一君）　　小川ひろみ君。

4番（小川ひろみ君）　　耳の聞こえない方とか、そういう方にはやっぱり直接近場になる、また、聴覚障害者の方々、やっぱり口の動きを見てのいろいろなことをするわけですね、そういう障害を持った方々の対応、少ないかとは思いますけれども、やっぱりケースバイケースできちんとした対応できるように、安全にしていただきたいと思います。

それでは、第1番目の教育委員会のほうにお尋ねいたします。

様々、いろいろな対応をされていて、本当に頭が下がる思いですけれども、やはり今までの学校とは一変して、今皆さんもマスクしていますけれども、学校もこのような状況だと思われます。やはり元にはきっと戻れないんだろうと私は考えているんですけど

ども、学力や生活のリズム、やっぱりこの休校でその倍以上の時間、3か月ありましたけれども、倍以上の時間が本当に戻るまではかかるんだろうなと思っています。

そんな中で、やはり心のケアハウスという3人のスーパーバイザー、サポート一方々がいますけれども、やっぱりその方々の力を借りて、心のケアが今からはとても大事になって、重要になってくると思いますが、その点についてお伺いいたします。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄子明宏君） 昨日も石川議員のところでお答えしましたけれども、子供たちのストレスは、心のストレスとしてたまる原因としては、体を動かせない、勉強が遅れているんだけれども大丈夫なんだろうか、友達とずっと離れているんだけれども、今後やっていけるんだろうかということは、本当に大きな問題として取り上げられていると感じております。そんな中で、新しい生活習慣を取り入れた授業を行っていく上で、心のストレス解消のためにスクールソーシャルワーカー、それから、スクールカウンセラー、そして心のケアハウス事業の皆さんの対応というのは非常に重要な部分だと考えております。今現在、2日は小学校のほうに3人そのまま派遣しておりますけれども、昨日、今日、そして明日は中学校のほうに特に足を運んでもらいまして、今現状、それから中学校の生活の様子等を把握してもらっています。まさに大切な部分ということで、今後も重要視して、心のケアハウス事業の皆さんには活用してまいりたいと思っております。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

4番（小川ひろみ君） そんな中で、新しい生活の様式の中で、椅子やドアノブですね、あとスイッチ、蛇口等を一日一回以上消毒などをしているという部分で、この頃、新聞などでは、塩竈が先頭を切ってだと思いますけれども、スクールサポートスタッフですか、消毒とかそういうエッセンシャルワーカーの協力を基にいろいろな取り組みをしている自治体がございます。大衡村でもやはり先生方の負担というのは物すごいものがあります。今まで以上の、教科を教えるだけのことではなくて、それ以上に次の日の準備、それからいろいろな対応をしなければいけない、そんな中で、やはり消毒まで全部しなければならないというような状況ですね、どのように把握して、これからやっぱりそのようなサポーターたちの登用を考えていくことはないのかお尋ねいたします。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄子明宏君） 毎年なんですけれども、インフルエンザの流行時期においては、中学校は特にそうですけれども、毎時間、養護教諭がドアノブ、水道の蛇口等、トイレのド

ア等、消毒しておりました。その結果として中学校のインフルエンザ感染者は非常に少ない状態になっておりまして、今議員おっしゃることについては重要なところだと認識しております。今年度は、国から予算が出ていて、人数は少ないんですけども、小学校のほうから要請がありまして、サポートのほうをしてもらう、今現在申請をしているところであります。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

4番（小川ひろみ君） どのような要請方法で、どのような形でしていくのかお尋ねしたいと思います。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄子明宏君） スクールサポーターの要請についてですけれども、教員が児童生徒と向き合える時間の確保、それから、分散授業及び家庭学習の確認等に伴う教員の負担増を軽減するためということで、先ほど申し上げましたけれども、現在スクールサポーターの配置を申請中であります。様式については、ここにちょっとございませんので、既に出してはおります。申し訳ありません。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

4番（小川ひろみ君） やはりそのような対応をしていただく、小学校が今回、今年度やることでありますけれども、やはり早急な対応をして、少しでも負担軽減をしていただくことと、子供とやっぱり向き合う時間、そういう時間を取りことによって、子供の変化、やっぱり健康状態、様々なことを見ることが、一番今大切なことだと思います。そういう部分を考慮しながらやっていただきたいと思います。

また、先ほど、トイレなどの時間も分散というか、5分ぐらいずらしてとかと言いますけれども、やはり手洗い、30秒しなさいと言われています。その30秒って本当にできるんだろうか。私も自分自身も30秒手洗いするとなると結構な時間になります。そんな中で、委員会でもお話ししましたけれども、やはり自動で出る水道の蛇口ですね、そういう部分を夏休みあると聞きましたので、12日間ぐらいございます。そういう部分での対応、また、それができないのであれば、これからできる心のケアハウスには、そのような対応をしていくということがこれからやっぱり大事ではないかと思います。考えてみたら、そのところを調べてみましたら、水道は30%節水されるそうです。そういう部分を考えて、初期投資はかかるかもしれませんけど、そのようなことを考えてはいかがでしょうか。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄子明宏君） お答えします。

確かに蛇口に触ったりするよりは、手を出したら水が出るほうがいいんですが、なかなか水道の出る時間を調整するのが府内でも難しいようで、府内だと前は3秒ぐらいで止まっていたんですね。そうすると、手を洗うのは本当にちょっとで終わってしまうんですけども、今ちょっと企画財政のほうと相談しまして、水道から出る水の時間が長くなりました。それでも中学校の養護教諭のお話では、ハッピーバースデートゥーユーを2回歌ったぐらいかかるということでやってみたところ、1回で終わりました。20秒ぐらい出ると何とかなるなという思いがあります。そんなこともありますけれども、今、議員おっしゃられたように、水道についてもっとしっかりと思った時間出るような蛇口の取付けについて、今後さらに検討していきたいなと考えています。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

4番（小川ひろみ君） 次に、やっぱり給食ですね、こちら3か月の休校の間で、親御さんたちが一番大変だったのは食事、朝・昼・晩の食事だということをよく耳にしました。やっぱり給食のありがたみをひしひしと親御さんたちは感じ取ったと思います。やはりこれが栄養源になっている子供たちがいるのは本当に事実だと思います。そんな部分で、早急に対応していただきたい部分もありますけれども、やはり感染予防、様々な部分ありますので、やはり十分にそのところは注意しながら進めていただきたいとは思いますけれども、地場産品、私たちよくいろいろな委員会でも地場産品の活用ということをお話しておりました。そんな中で、地場産品を出してくださる農家の方々ですね、そういう方々には支障がなかったものなのかお尋ねしたいと思います。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄子明宏君） お答えします。

業者の方々からはそのような苦情等については全く届いておりませんでした。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

4番（小川ひろみ君） そういうような影響はなかったということで安心してよろしいのかなと思っております。

では、オンライン授業のことについてお尋ねいたします。

様々、長くいろいろ答弁いただきましたけれども、やはりWi-Fiを支援するため、やはりない子供たち、家庭環境によってとてもばらつきがあります。こここのところで、

インターネットへの接続環境の実態調査についてのアンケート調査を実施するという答弁がございます。やはりこれは本当にオンライン授業をするには必須です。そういう部分で、やはり早目の対応が必要と考えますが、この時期として、いつ頃と考えているのかお尋ねいたします。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄子明宏君） 答弁いたします。

小中学校等にアンケート用紙は既に配っておりますので、間もなく結果は出てくるだろうと考えております。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

4番（小川ひろみ君） やはりオンライン、すぐにできるような環境体制、そういうようなもの、そして、また、これはやっぱり教員の先生方、この事業に対して本当にすぐ取り組めるのか、そういうようなことのケアですね、その部分も教育委員会としてやはりどのような体制をつくっていこうと考えているのかお尋ねいたします。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄子明宏君） 実際に、一人一台のタブレットが配付される時期としましては、来年の2月ぐらいになるだろうと思っております。その間に先生方の研修が少なくとも必要になってくることは目に見えておりますので、教育委員会としては、今、先ほど申し上げました、名前を忘れてしまいました、同時双方向型の授業を行うための同期型オンライン授業ができるような研修をやらなければ難しいと思っています。特に小学校は、今、タブレット20台が入っていて、先生方大分研修してきたんですけども、中学校のほうではまだ7台で、部分的にしか活用されていませんので、その辺はもう少し検討していくかなければならない部分だと思っております。

それから、Wi-Fiの空間についても、相当な大きな力のあるWi-Fiでなければ難しいと思っていますので、その辺も考えながら配置を急いでいきたいなと思います。今のところ、できるところは小学校で配信していますけれども、県がNHKを使った、YouTubeを使った授業にちょっと着手しているんですけども、やっぱりそれを受ける側のシステムができていないということで、国ではできるところからやってくださいとは言いますけれども、なかなか大衛の子供たちが全員受けることができるかというの、非常に難しい状況になっています。ですから、早めにそうしたなと思います。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

4番（小川ひろみ君） そうですね、やはりそのような形で、やっぱり教育委員会として対応、そしてアドバイス、そういうようなことをしていただきたいと思います。

また、これから梅雨の時期になり、熱中症対策、これが一番だと思います。子供たち、登校を見てますと、ここに水筒をぶら下げている姿、見て取れます。1年生の子供たちが重いランドセル、水筒、また何かいろいろ持つて歩いています。やはりその部分を見ますと、熱中症対策がこれから、マスクをしていると本に暑いです。私、こうやってしゃべっていても、村長も先ほど言ったように、籠るような暑さがあります。そんな中で、これから夏用マスクとかということがすごく世間では騒がれていますけれども、そのような対応が大衡村ではできるのか。そして、子供たちのやはり健康ですね、守つていけるような形として取つていけるのかお尋ねいたします。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄子明宏君） 涼しいマスクについては、認識はしておりますけれども、取り入れるかについては、まだ考えておりませんでした。ただ、夏休みの授業を取り入れてまいりますので、そしてまた、エアコンを装備していても、1時間に1回は必ず換気しなければならないという、そのことで温度が教室内上がってしまいます。ですから、エアコンの温度も2度、3度と落として対応したいと思います。そしてまた、今ちょっと話題に出しているんですけれども、体育館等においては、大型の扇風機で換気をしなければならないんじゃないかなというところも考えております。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

4番（小川ひろみ君） 現在の現場は、やっぱり手探り状態というか、何から今までが新しいことづくめ、やっぱりそういう状態だと思います。これから見えた課題ですね、現場の声を基に、教育委員会として適切な指導と助言ですね、そういう形をしていただき、大衡村の子供たち、やはりこれは財産です、そういうことを心に決めて、対応に当たつていただきたいと思います。最後に村長の答弁を伺います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 教育に関してですか（「はい」の声あり） 教育に関しては教育長が答弁したとおりでありますけれども、教育に関してのみならず、一般住民の皆さん等しく、このコロナ対策、非常に困難を抱えて、今現在生活しているわけであります。先ほども申し上げましたように、避難所等々の考え方とか、あるいは、備蓄品の考え方とか、あるいは、フェイスシールドまではいかなくても、今の隔離壁といいますかビニールシート

ト等々、そういうものをさらに精査して、住民の皆さんのが安心して、子供も大人も安心して生活できる、そういう環境の構築に我々も邁進といいますか、鋭意努力して、そういうふうにしてまいりたいと、このように思いますので、答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（細川運一君） ここで休憩をいたします。

再開を1時といたします。

午後0時04分 休憩

---

午後1時00分 再開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第3 同意第1号 大衡村教育委員会教育委員の任命について

議長（細川運一君） 日程第3、同意第1号、大衡村教育委員会教育委員の任命についてを議題といたします。事務局。

議会事務局（沼田裕紀君） 同意第1号、大衡村教育委員会教育委員の任命について。

本村教育委員会教育委員を下記のとおり任命したい。

よって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

住 所 大衡村駒場字深待42番地

氏 名 文屋栄悦

生年月日 昭和27年8月31日

令和2年6月3日提出

大衡村長 萩原達雄

[議案は末尾に掲載]

---

議長（細川運一君） ここで、提案理由の説明を求めます。村長、説明願います。

村長（萩原達雄君） 同意第1号、教育委員の任命についてのご説明を申し上げます。

平成30年12月1日から欠員となっていた教育委員1名について、ただいま事務局より説明をいたさせました駒場地区の文屋栄悦氏を任命いたしましたご提案をいたすものでございます。

文屋栄悦氏は、昭和27年8月31日生まれの67歳であります。昭和48年4月に宮城県職員となられてからは、企画、総務、商工労働、農政、保健福祉、教育等、あらゆる部門を経験されており、平成25年3月に中央児童相談所長として定年退職されるまで県庁において数々の要職を歴任されております。温厚誠実で信望も厚く、県職員としての実績と経験を踏まえ、本村教育委員の最適任者として任命いたしましたので、何とぞご同意を賜りますようにお願いを申し上げまして、提案理由の説明に代えさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

議長（細川運一君） お諮りをいたします。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を行わず、直ちに採決をしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。

この採決は、起立による採決を行います。文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） この同意第1号、人事案件でございます。私はこの採決は無記名投票にすべきと思いますので、そのことを求めます。

議長（細川運一君） ただいま、この採決について文屋裕男君から無記名投票にされたいとの要求がございました。ほかに賛同する方いらっしゃいますか。遠藤昌一君。

9番（遠藤昌一君） 文屋議員の意見に賛成します。

議長（細川運一君） 文屋裕男君のほか、遠藤昌一君からも要求がありました。ほかにご発言ありますか。佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 起立採決でなく無記名投票との発言がありましたが、投票であれば議会としての同意権、議員としての意思表示から記名投票を求めます。

議長（細川運一君） ただいま、佐野英俊君から記名投票にされたいとの要求がありました。ほかに賛同する方いらっしゃいますか。

ただいま、佐野英俊君ほか1名以上の方々から記名投票にされたいとの要求がありました。

会議規則第82条第2項の規定により、記名投票か無記名投票のいずれの方法によるかを無記名投票で決めます。事務局に準備をさせます。

ただいまより投票を行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

議長（細川運一君） ただいま出席している議員は12名であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番小川克也君、2番佐野英俊君を指名いたします。  
投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（細川運一君） 念のため申し上げます。記名投票及び無記名投票のどちらかに○を記載願います。

会議規則第84条の規定により、賛否を表明しない投票、及び賛否が明らかでない投票は、否とみなします。

投票用紙の配付漏れありませんか。（「なし」の声あり）配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

議長（細川運一君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔点 呼〕

〔投 票〕

議長（細川運一君） 投票漏れありませんか。（「なし」の声あり）投票漏れなしと認めます。

投票を終了し、これより開票を行います。1番小川克也君、2番佐野英俊君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

議長（細川運一君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 11票

有効票 10票

無効票 1票

です。

有効票のうち

記名投票 7票

無記名投票 3票

です。

以上のとおり、記名投票が多数です。したがって、記名投票となります。

同意第1号、大衡村教育委員会教育委員の任命についてを採決をいたします。

ただいま出席している議員は12名であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に3番

石川 敏君、4番小川ひろみ君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

[投票用紙配付]

議長（細川運一君） 投票用紙の余白に必ず記名をお願い申し上げます。投票記載所で一応お願いを申し上げます。

念のため申し上げます。この投票は記名投票となりましたので、投票用紙の余白に必ず記名をしてください。また、本案に賛成の方は「賛成」、反対の方は「反対」と記載願います。

会議規則第84条の規定により、賛否を表明しない投票、及び賛否が明らかでない投票は、否とみなします。

投票用紙の配付漏れありませんか。（「なし」の声あり）配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検をいたします。

[投票箱点検]

議長（細川運一君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

[点 呼]

[投 票]

議長（細川運一君） 投票漏れありませんか。（「なし」の声あり）投票漏れなしと認めます。

投票を終了し、これより開票を行います。3番石川 敏君、4番小川ひろみ君、開票の立ち会いをお願いいたします。

[開 票]

議長（細川運一君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 11票

有効票 11票

無効票 0票

です。

有効票のうち

賛成 11票

反対 0票

以上のとおり、賛成多数です。したがって、文屋栄悦君の大衡村農業委員会委員の任命については、同意することに決定をいたしました。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

---

日程第4 議案第28号 大衡村農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれに準ずる者  
者の割合を4分の1以上とすることについて

議長（細川運一君） 日程第4、議案第28号、大衡村農業委員会委員に占める認定農業者等又  
はこれに準ずる者の割合を4分の1以上とすることについてを議題といたします。

[議案は末尾に掲載]

---

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） 議案のご説明をさせていただく前に、お詫びをさせていただき  
たいと思います。

昨日、佐々木春樹議会運営委員長よりご注意がございましたとおり、私の認識不足によりまして、常任委員会においてご説明をさせていただきました内容に誤りがございま  
して、本日、正しい内容で改めてご説明、ご提案をさせていただくこととなりました。

委員会における説明と本日の説明内容が異なることとなり、議員の皆様方に混乱を生  
じさせ、多大なるご迷惑をおかけしましたことに心からお詫びを申し上げます。

なお、今後は、このようなことがないよう、十二分に注意してまいりたいと思います  
ので、何とぞご理解のほどをよろしくお願ひいたします。

それでは、議案書の2ページをご覧いただきたいと思います。

議案第28号、大衡村農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割  
合を4分の1以上とすることについて。

大衡村農業委員会委員に占める認定農業者等またはこれに準ずる者の割合を4分の1  
以上としたい。

よって、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2号の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

この議案につきましては、来る7月19日をもって任期満了となります大衡村農業委員会委員の任命について、この後お諮りするに当たりまして、認定農業者等またはこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることについてお認めをいただきたく、ご提案させていただくものでございます。

農業委員会委員については、その過半数が認定農業者であることと農業委員会等に関する法律第8条第5項により定められておるところでございますが、今回の候補者では12人の中で5名が認定農業者であり、過半数を満たしておりません。このような場合、自治体内における認定農業者の数が農業委員の定数の8倍より少ない場合、これを認定者が少ない場合と呼びますけれども、例外といたしまして、議会の同意をいただくことにより4分の1以上とすることができますものとされているものでございます。

なお、本村の場合、農業委員会の委員が先ほど申し上げましたとおり定数が12名の8倍は96となります。村内の認定農業者の数は、現在48名でありますので、適用が可能というものでございます。

以上、ご説明をさせていただきました。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長（細川運一君） これより、本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第 5 同意第 2 号 大衡村農業委員会委員の任命について

日程第 6 同意第 3 号 大衡村農業委員会委員の任命について

日程第 7 同意第 4 号 大衡村農業委員会委員の任命について

日程第 8 同意第 5 号 大衡村農業委員会委員の任命について

日程第 9 同意第 6 号 大衡村農業委員会委員の任命について

日程第 10 同意第 7 号 大衡村農業委員会委員の任命について

日程第 11 同意第 8 号 大衡村農業委員会委員の任命について

日程第12 同意第 9号 大衡村農業委員会委員の任命について

日程第13 同意第10号 大衡村農業委員会委員の任命について

日程第14 同意第11号 大衡村農業委員会委員の任命について

日程第15 同意第12号 大衡村農業委員会委員の任命について

日程第16 同意第13号 大衡村農業委員会委員の任命について

議長（細川運一君） 日程第5、同意第2号、大衡村農業委員会委員の任命についてから、日程第16、同意第13号、大衡村農業委員会委員の任命についてまでの12件については、いずれも農業委員会等に関する法律第8条に基づく農業委員会委員の任命同意でありますので、会議規則第37条の規定に基づき一括議題といたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、日程第5、同意第2号から日程第16、同意第13号までの12件を一括議題といたします。

議案の朗読をさせます。事務局。

議会事務局（沼田裕紀君） 同意第2号、大衡村農業委員会委員の任命について。

本村農業委員会委員を下記のとおり任命したい。

よって、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

記

住 所 大衡村大衡字堂ノ浦3番地

氏 名 八鍬 光

生年月日 昭和46年3月2日

以下の議案につきましては、条文が重複しますので、一部省略して読み上げさせていただきます。

同意第3号、大衡村農業委員会委員の任命について。

住 所 大衡村大衡字亀岡32番地

氏 名 遠藤政彦

生年月日 昭和30年9月8日

同意第4号、大衡村農業委員会委員の任命について。

住 所 大衡村大衡字要害21番地

氏　　名　遠藤あけみ

生年月日　昭和29年11月14日

同意第5号、大衡村農業委員会委員の任命について。

住　　所　大衡村大瓜字野田56番地

氏　　名　浅野一郎

生年月日　昭和28年10月22日

同意第6号、大衡村農業委員会委員の任命について。

住　　所　大衡村大瓜字岩下32番地

氏　　名　伊藤正夫

生年月日　昭和37年5月17日

同意第7号、大衡村農業委員会委員の任命について。

住　　所　大衡村駒場字中沢16番地2

氏　　名　跡部　勉

生年月日　昭和40年1月23日

同意第8号、大衡村農業委員会委員の任命について。

住　　所　大衡村大森字下薬師1番地2

氏　　名　竹下隆悦

生年月日　昭和29年3月14日

同意第9号、大衡村農業委員会委員の任命について。

住　　所　大衡村奥田字台13番地

氏　　名　小川　豪

生年月日　昭和25年2月19日

同意第10号、大衡村農業委員会委員の任命について。

住　　所　大衡村駒場字上横前19番地

氏　　名　千葉悦子

生年月日　昭和42年7月31日

同意第11号、大衡村農業委員会委員の任命について。

住　　所　大衡村大衡字尾西42番地3

氏　　名　菱沼達也

生年月日　昭和31年3月11日

同意第12号、大衡村農業委員会委員の任命について。

住 所 大衡村大衡字待井沢65番地

氏 名 関内秀樹

生年月日 昭和24年11月30日

同意第13号、大衡村農業委員会委員の任命について。

住 所 大衡村大衡字大童36番地13

氏 名 西條とも子

生年月日 昭和25年3月19日

令和2年6月3日提出

大衡村長 萩原達夫

[議案は末尾に掲載]

---

議長（細川運一君） ここで、提案理由の説明を求めます。村長、説明願います。

村長（萩原達雄君） 同意第2号から同意第13号まで、本村農業委員会委員の任命についてを一括してご説明を申し上げます。

現農業委員につきましては、新たな農業委員会制度により議会の同意を得て平成29年7月20日に任命しておりますが、令和2年7月19日をもって任期満了となることから、委員12名を任命いたしたく提案するものであります。

それでは、ご説明を申し上げます。

同意第2号は、衡上地区の八鍬 光氏、49歳を任命いたしたく提案するものであります。八鍬氏は農業委員を平成23年7月から務められており、また、認定農業者でもあり、地域の農業事情にも精通し、担い手として活躍されている方であります。

同意第3号は、衡中地区の遠藤政彦氏、64歳を任命いたしたく提案するものであります。遠藤氏は、役場在職中、農業委員会事務局次長として豊富な経験の下、職務に邁進し、農業委員会制度並びに地域の農業事情にも精通されており、また、農業委員を平成29年7月から務められている方であります。

同意第4号は、衡下地区の遠藤あけみ氏、65歳を任命いたしたく提案するものであります。遠藤氏は、農協等に勤務される傍ら農業にも従事され、地域の農業事情にも精通されており、また、農業委員を平成29年7月から務められている方であります。

同意第5号は、大瓜上地区の浅野一郎氏、66歳を任命いたしたく提案するものであります。

ます。浅野氏は、農業委員を平成2年7月から務められ、さらに、平成26年7月からは農業委員会会長も務められるなど、本村農業行政の発展に邁進されており、また、認定農業者でもあり、地域の農業事情にも精通し、担い手として活躍されている方であります。

同意第6号は、大瓜下地区の伊藤正夫氏、58歳を任命いたしたく提案するものであります。伊藤氏は、農業委員を平成26年7月から務められており、また、認定農業者である法人の役員も務め、地域の農業事情にも精通し、担い手として活躍されている方であります。

同意第7号は、駒場地区の跡部 勉氏、55歳を任命いたしたく提案するものであります。跡部氏は、平成29年7月から農地利用最適化推進委員を務められ、地域の農業事情にも精通し、担い手として活躍されており、また、認定農業者のご家族の農業経営に参画されていることから、認定農業者に準ずる者として位置づけを行うことが可能な方であります。

同意第8号は、大森地区の竹下隆悦氏、66歳を任命いたしたく提案するものであります。竹下氏は、地域の農業事情にも精通し、農業振興にも邁進されており、また、農業委員を平成29年7月から務められている方であります。

同意第9号は、奥田地区の小川 豪氏、70歳を任命いたしたく提案するものであります。小川氏は、農業委員を平成17年7月から務められており、また、認定農業者でもあり、地域の農業事情にも精通し、担い手として活躍されている方であります。

同意第10号は、蕨崎地区の千葉悦子氏、52歳を任命いたしたく提案するものであります。千葉氏は、農業委員を平成23年7月から務められており、また、認定農業者でもあり、地域の農業事情にも精通し、担い手として活躍されている方であります。

同意第11号は、松原地区の菱沼達也氏、64歳を任命いたしたく提案するものであります。菱沼氏は、平成29年7月から農地利用最適化推進委員を務められ、地域の農業事情にも精通し、担い手として活躍されている方であります。

同意第12号は、衡東地区の関内秀樹氏、70歳を任命いたしたく提案するものであります。関内氏は、農業委員を平成5年4月から務められており、さらには、今年3月までは衡東地区の行政区長も務められるなど、地域の農業事情のみならず、全般にわたり精通されており、地域振興に邁進されている方であります。

以上、11名の方々は、いずれの方も地域農業の実情に精通され、農業に対する高い識

見と地域からの信望も厚い方々であります。

最後に、同意第13号は、農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有しない委員として、衡中地区の西條とも子氏、70歳を任命いたしたく提案するものであります。西條氏は、これまで会社等に勤務され、豊富な知識と経験の下、誠実で高い識見を有されており方であります。

以上、12名を本村農業委員会委員に任命いたしたく存じますので、ご同意を賜りますようにお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（細川運一君） お諮りをいたします。本案は人事案件でありますので、質疑、討論は行わず、直ちに採決をしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。

採決に当たっては、議案ごと、起立により行います。

同意第2号、大衡村農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

お諮りをいたします。文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） この案件も人事案件でございます。私としては、教育委員の任命と同じように記名投票で行うように求めます。

議長（細川運一君） 遠藤昌一君。

9番（遠藤昌一君） 文屋議員の意見に賛成します。

議長（細川運一君） ただいま、文屋裕男君から記名投票にしたいという要求がありまして、それに遠藤昌一君から賛同する発言もございましたので、ほかに発言はございますか。起立採決以外の、記名採決でございますので、無記名での提案以外はできないでしょう。起立採決か、議長宣告のとおりの起立採決か、記名投票の方法以外員はないですよね、無記名でもいいの。無記名でのご提案があるということ。

失礼をいたしました。

ただいま、文屋裕男議員から記名投票という要求がございまして、それに対して遠藤昌一君からも賛同するご発言ありました。でございますので、記名投票を行います。

済みません、立会人の変更がございますので、暫時休憩をさせていただきたいと思います。当初予定いたしました立会人と違う立会人になりますので、暫時、整理する間休憩をお願いを申し上げます。暫時休憩をいたします。

午後1時45分 休憩

---

午後1時50分 再開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

同意第2号、大衡村農業委員会委員の任命についてを採決をいたします。

ただいま出席している議員は12名であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に5番赤間しづ江君、6番佐々木春樹君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

〔投票用紙配付〕

議長（細川運一君） 念のため申し上げます。この投票は記名投票となりましたので、投票用紙の余白に必ず記名をしてください。

また、本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

会議規則第84条の規定により、賛否を表明しない投票、及び賛否が明らかでない投票は、否とみなします。

投票用紙の配付漏れありませんか。（「なし」の声あり）配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検をいたします。

〔投票箱点検〕

議長（細川運一君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔点呼〕

〔投票〕

議長（細川運一君） 投票漏れありませんか。（「なし」の声あり）投票漏れなしと認めます。

投票を終了し、これより開票を行います。5番赤間しづ江君、6番佐々木春樹君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

議長（細川運一君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 11票

有効票 11票

無効票 0票

です。

有効票のうち

賛成 11票

以上のとおり、賛成多数です。したがって、八鍬 光君の大衡村農業委員会の委員の任命については同意することに決定をいたしました。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

議長（細川運一君） ここで、休憩をいたします。

再開を2時15分といたします。

午後1時55分 休憩

---

午後2時15分 再開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を行います。

日程第6、同意第3号、大衡村農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

お諮りをいたします。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を行わず、直ちに採決をしたいと思います。これに異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。

この採決は起立による採決を行います。文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） この第3号同意も、同じように記名投票で行うよう求めます。

議長（細川運一君） この採決について、文屋裕男君から記名投票にされたいとの要求がありました。遠藤昌一君。

9番（遠藤昌一君） 私も文屋議員の意見に同意します。

議長（細川運一君） 遠藤昌一君からも賛同するご発言ありましたので、会議規則第82条第1項の規定のとおり、記名投票で行います。議場の鍵を閉めます。

[議場閉鎖]

議長（細川運一君） ただいま出席している議員は12名であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に7番文屋裕男君、8番高橋浩之君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

[投票用紙配付]

議長（細川運一君）　念のため申し上げます。この投票は記名投票となりましたので、投票用紙の余白に必ず記名をしてください。

また、本案に賛成の方は「賛成」、反対の方は「反対」と記載願います。

会議規則第84条の規定により、賛否を表明しない投票、及び賛否が明らかでない投票は、否とみなします。

投票用紙の配付漏れありませんか。（「なし」の声あり）配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検をいたします。

[投票箱点検]

議長（細川運一君）　異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

[点　　呼]

[投　　票]

議長（細川運一君）　投票漏れありませんか。（「なし」の声あり）投票漏れなしと認めます。

投票を終了し、これより開票を行います。7番文屋裕男君、8番高橋浩之君、開票の立ち会いをお願いいたします。

[開　　票]

議長（細川運一君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　　1 1 票

有効票　　1 1 票

無効票　　0 票

です。

有効票のうち

賛成　　1 1 票

反対　　0 票

以上のとおり、賛成多数です。したがって、遠藤政彦君の大衡村農業委員会の委員の任命については同意することと決定をいたしました。

日程第7、同意第4号、大衡村農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

お諮りをいたします。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を行わず、直ちに採決をしたいと思います。これに異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。

この採決は起立による採決を行います。文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） この同意第4号につきましても、前と同じように記名投票にしていただきたいと思います。そのように要求いたします。

議長（細川運一君） ただいま、文屋裕男君から記名投票にされたいとの要求がありました。

賛同する方いらっしゃいますか。遠藤昌一君。

9番（遠藤昌一君） 文屋議員の意見に賛成します。

議長（細川運一君） 文屋裕男君、遠藤昌一君から要求がありましたので、会議規則第82条第1項の規定によりまして、記名投票で行います。

ただいま出席している議員は12名であります。

次に、立会人を指名をいたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に9番遠藤昌一君、10番佐々木金彌君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

[投票用紙配付]

議長（細川運一君） 念のため申し上げます。この投票は記名投票となりましたので、投票用紙の余白に必ず記名をしていただきます。

また、本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

会議規則第84条の規定により、賛否を表明しない投票、及び賛否が明らかでない投票は、否とみなします。

投票用紙の配付漏れありませんか。（「なし」の声あり）配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検をいたします。

[投票箱点検]

議長（細川運一君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

[点 呼]

[投 票]

議長（細川運一君） 投票漏れありませんか。（「なし」の声あり）投票漏れなしと認めます。

投票を終了し、これより開票を行います。9番遠藤昌一君、10番佐々木金彌君、開票の立ち会いをお願いいたします。

[開 票]

議長（細川運一君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 1 1 票

有効票 1 1 票

無効票 0 票

です。

有効票のうち

賛成 1 1 票

反対 0 票

以上のとおり、賛成多数です。したがって、遠藤あけみ君の大衡村農業委員会の委員の任命については同意することに決定をいたしました。

日程第8、同意第5号、大衡村農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

お諮りをいたします。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を行わず、直ちに採決をしたいと思います。これに異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。

採決に当たっては、起立により採決を行いたいと思います。文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） この同意第5号に対しましても、記名投票をしていただきたいと要求いたします。

議長（細川運一君） ただいま、文屋裕男君から記名投票にされたいとのご発言ありましたけれども、ほかに賛同する方はいらっしゃいますか。遠藤昌一君。

9番（遠藤昌一君） 文屋議員の意見に賛成します。

議長（細川運一君） 文屋裕男君、遠藤昌一君から要求がありましたので、会議規則第82条第1項の規定により、記名投票で行います。

ただいま出席している議員は12名でございます。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に11番佐藤 貢君、1番小川克也君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（細川運一君） 念のため申し上げます。この投票は記名投票となりますので、投票用紙の余白に必ず記名をしていただきます。

また、本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

会議規則第84条の規定により、賛否を表明しない投票、及び賛否が明らかでない投票は、否とみなします。

投票用紙の配付漏れありませんか。（「なし」の声あり）配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検をいたします。

〔投票箱点検〕

議長（細川運一君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔点 呼〕

〔投 票〕

議長（細川運一君） 投票漏れありませんか。（「なし」の声あり）投票漏れなしと認めます。

投票を終了し、これより開票を行います。11番佐藤 貢君、1番小川克也君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

議長（細川運一君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 11票

有効票 11票

無効票 0票

です。

有効票のうち

賛成 11票

反対 0票

以上のとおり、賛成多数でございます。したがって、浅野一郎君の大衡村農業委員会の委員の任命については同意することに決定をいたしました。

日程第9、同意第6号、大衡村農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

お諮りをいたします。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を行わず、直ちに採決をしたいと思います。これに異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。

採決に当たっては、起立により行います。文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 同意第6号につきましても、前委員と同じように、記名投票をお願いしたいと思います。

議長（細川運一君） ただいま、文屋裕男君から記名投票にされたいとの要求ありました。ほかに賛同する方はいらっしゃいますか。遠藤昌一君。

9番（遠藤昌一君） 文屋議員の意見に賛成します。

議長（細川運一君） 文屋裕男君、遠藤昌一君から要求がありましたので、会議規則第82条第1項の規定により、記名投票で行います。

ただいま出席をしている議員は12名であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に2番佐野英俊君、3番石川敏君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

[投票用紙配付]

議長（細川運一君） 念のため申し上げます。この投票は記名投票となりましたので、投票用紙の余白に必ず記名をしていただきます。

また、本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

会議規則第84条の規定により、賛否を表明しない投票、及び賛否が明らかでない投票は、否とみなします。

投票用紙の配付漏れありませんか。（「なし」の声あり）配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検をいたします。

[投票箱点検]

議長（細川運一君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔点 呼〕

〔投 票〕

議長（細川運一君） 投票漏れありませんか。（「なし」の声あり）投票漏れなしと認めます。

投票を終了し、これより開票を行います。2番佐野英俊君、3番石川敏君、開票の立ち会いをお願いをいたします。

〔開 票〕

議長（細川運一君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 11票

有効票 11票

無効票 0票

です。

有効票のうち

賛成 11票

反対 0票

以上のとおり、賛成多数でございます。したがって、伊藤正夫君の大衡村農業委員会の委員の任命については同意することに決定をいたしました。

日程第10、同意第7号、大衡村農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

お諮りをいたします。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を行わず、直ちに採決をしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。

この採決に当たっては、起立で行いたいと思います。文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 同意第7号につきましても、記名投票にするよう要求いたします。

議長（細川運一君） この採決に当たっては、文屋裕男君から記名投票にされたいとの要求がありました。ほかに賛同する方いらっしゃいますか。遠藤昌一君。

9番（遠藤昌一君） 文屋議員の意見に賛成します。

議長（細川運一君） 文屋裕男君、遠藤昌一君から要求がありましたので、会議規則第82条第1項の規定により、記名投票で行います。

ただいま出席している議員は12名でございます。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に4番小川ひろみ君、5番赤間しづ江君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（細川運一君） 念のために申し上げます。この投票は記名投票となりましたので、投票用紙の余白に必ず記名をしていただきます。

また、本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

会議規則第84条の規定により、賛否を表明しない投票、及び賛否が明らかでない投票は、否とみなします。

投票用紙の配付漏れありませんか。（「なし」の声あり）配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検をします。

〔投票箱点検〕

議長（細川運一君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔点 呼〕

〔投 票〕

議長（細川運一君） 投票漏れありませんか。（「なし」の声あり）投票漏れなしと認めます。

投票を終了し、これより開票を行います。4番小川ひろみ君、5番赤間しづ江君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

議長（細川運一君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 11票

有効票 11票

無効票 0票

です。

有効票のうち

賛成 11 票

反対 0 票

です。

以上のとおり、賛成多数でございます。したがって、跡部 勉君の大衡村農業委員会の委員の任命については同意することに決定をいたしました。

日程第11、同意第8号、大衡村農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

お諮りをいたします。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を行わず、直ちに採決をしたいと思います。

この採決は起立採決において行います。文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） この第8号についても、記名投票にするよう要求いたします。

議長（細川運一君） ただいま、文屋裕男君からこの採決を記名投票にされたいとの要求がございました。ほかに賛同する方いらっしゃいますか。遠藤昌一君。

9番（遠藤昌一君） 文屋議員の意見に賛成します。

議長（細川運一君） 文屋裕男君、遠藤昌一君から要求がありましたので、会議規則第82条第1項の規定によりまして、この記名投票により行います。

ただいまの出席議員は12名でございます。

次に、立会人を指名いたします。6番佐々木春樹君、7番文屋裕男君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（細川運一君） 念のため申し上げます。この投票は記名投票となりましたので、投票用紙の余白に必ず記名をしていただきます。

また、本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

会議規則第84条の規定によりまして、賛否を表明しない投票、及び賛否が明らかでない投票は、否とみなします。

投票用紙の配付漏れありませんか。（「なし」の声あり）配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検をします。

〔投票箱点検〕

議長（細川運一君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

[点 呼]

[投 票]

議長（細川運一君） 投票漏れありませんか。（「なし」の声あり）投票漏れなしと認めます。

投票を終了し、これより開票を行います。6番佐藤貢君、1番小川克也君、開票の立ち会いをお願いいたします。

[開 票]

議長（細川運一君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 1 1 票

有効票 1 1 票

無効票 0 票

です。

有効票のうち

賛成 1 1 票

反対 0 票

でございます。

以上のとおり、賛成多数です。したがって、竹下隆悦君の大衡村農業委員会の委員の任命については同意することに決定をいたしました。

日程第12、同意第9号、大衡村農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

お諮りをいたします。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を行わず、直ちに採決をしたいと思います。これに異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。

この採決は起立採決により行います。文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） この第9号につきましても、記名投票をするよう要求いたします。

議長（細川運一君） この採決について、ただいま、文屋裕男君から記名投票にされたいとの要求ございました。ほかに賛同する方いいいらっしゃいますか。遠藤昌一君。

9番（遠藤昌一君） 文屋議員の意見に賛成します。

議長（細川運一君） 文屋裕男君、遠藤昌一君から要求がありましたので、会議規則第82条第1項の規定により、記名投票で行います。

ただいま出席している議員は12名でございます。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定によりまして、立会人に8番高橋浩之君、9番遠藤昌一君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（細川運一君） 念のため申し上げます。この投票は記名投票となりましたので、投票用紙の余白に必ず記名をしていただきます。

また、本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

会議規則第84条の規定によりまして、賛否を表明しない投票、及び賛否が明らかでない投票は、否とみなします。

投票用紙の配付漏れありませんか。（「なし」の声あり）配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検をいたします。

〔投票箱点検〕

議長（細川運一君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔点 呼〕

〔投 票〕

議長（細川運一君） 投票漏れございませんか。（「なし」の声あり）投票漏れなしと認めます。投票を終了し、これより開票をいたします。8番高橋浩之君、9番遠藤昌一君、開票の立ち会いをお願いを申し上げます。

〔開 票〕

議長（細川運一君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 11票

有効票 11票

無効票 0票

です。

有効票のうち

賛成 11票

反対 0票

です。

以上のとおり、賛成多数でございます。したがって、小川 豪君の大衡村農業委員会の委員の任命については同意することに決定をいたしました。

日程第13、同意第10号、大衡村農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

お諮りをいたします。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を行わず、直ちに採決をしたいと思います。これに異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。

この採決は、起立により行いたいと思います。文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） この第10号に関しましても、記名投票にするよう要求いたします。

議長（細川運一君） ただいま、この採決について、文屋裕男君から記名投票にされたいとのご要求がございました。ほかに賛同する方いらっしゃいますか。遠藤昌一君。

9番（遠藤昌一君） 文屋議員の意見に賛成します。

議長（細川運一君） 文屋裕男君、遠藤昌一君から要求がありましたので、会議規則第82条第1項の規定により、記名投票で行います。

ただいま出席している議員は12名でございます。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定によりまして、立会人に10番佐々木金彌君、11番佐藤 貢副議長を指名いたします。

投票用紙を配ります。

[投票用紙配付]

議長（細川運一君） 念のため申し上げます。この投票は記名投票となりましたので、投票用紙の余白に必ず記名をしていただきます。

また、本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

会議規則第84条の規定によりまして、賛否を表明しない投票、及び賛否が明らかでない投票は、否とみなします。

投票用紙の配付漏れありませんか。（「なし」の声あり）配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検をいたさせます。

[投票箱点検]

議長（細川運一君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔点 呼〕

〔投 票〕

議長（細川運一君） 投票漏れありませんか。（「なし」の声あり）投票漏れなしと認めます。

投票を終了し、これより開票を行います。10番佐々木金彌君、11番佐藤 貢副議長、開票の立ち会いをお願いをいたします。

〔開 票〕

議長（細川運一君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 11票

有効票 11票

無効票 0票

です。

有効票のうち

賛成 11票

反対 0票

です。

以上のとおり、賛成多数です。したがって、千葉悦子君の大衡村農業委員会の委員の任命については同意することに決定をいたしました。

ここで休憩をいたします。

再開を3時35分といたします。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

午後3時20分 休憩

---

午後3時35分 再開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第14、同意第11号、大衡村農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

お諮りをいたします。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を行わず、直ちに

採決をしたいと思います。これに異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。

この採決に当たっては、起立により行います。文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 同意第11号に対しましても、記名投票にするよう要求いたします。

議長（細川運一君） ただいま、この採決について、文屋裕男君から記名投票にしたいとの申し出がございました、要求がございました。ほかに賛同する方いらっしゃいますか。遠藤昌一君。

9番（遠藤昌一君） 文屋議員の意見に賛成します。

議長（細川運一君） 文屋裕男君、遠藤昌一君から要求がありましたので、会議規則第82条第1項の規定によりまして、記名投票で行います。

議場の鍵を閉めます。

[議場閉鎖]

議長（細川運一君） ただいま出席している議員は12名であります。

立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定によりまして、立会人に1番小川克也君、2番佐野英俊を指名いたします。

投票用紙を配ります。

[投票用紙配付]

議長（細川運一君） 念のため申し上げます。この投票は記名投票となりましたので、投票用紙の余白に必ず記名をしていただきます。

また、本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

会議規則第84条の規定によりまして、賛否を表明しない投票、及び賛否が明らかでない投票は、否とみなします。

投票用紙の配付漏れございませんか。（「なし」の声あり）配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

[投票箱点検]

議長（細川運一君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

[点 呼]

[投 票]

議長（細川運一君） 投票漏れございませんか。（「なし」の声あり）投票漏れなしと認めます。投票を終了し、これより開票を行います。1番小川克也君、2番佐野英俊、開票の立ち会いをお願いいたします。

[開 票]

議長（細川運一君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 11票

有効票 11票

無効票 0票

です。

有効票のうち

賛成 11票

反対 0票

です。

以上のとおり、賛成多数です。したがって、菱沼達也君の大衡村農業委員会の委員の任命については同意することに決定をいたしました。

日程第15、同意第12号、大衡村農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

お諮りをいたします。本議案は人事でございますので、質疑、討論を行わず、直ちに採決をしたいと思います。これに異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。

採決に当たっては、起立によって行います。文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 同意第12号に際しましても、記名投票にするよう要求いたします。

議長（細川運一君） この採決について、文屋裕男君から記名投票にされたいという要求がございました。ほかに賛同する方いらっしゃいますか。遠藤昌一君。

9番（遠藤昌一君） 文屋議員の意見に賛成します。

議長（細川運一君） 文屋裕男君、遠藤昌一君から要求がありましたので、会議規則第82条第1項の規定により、記名投票で行います。

ただいま出席している議員は12名でございます。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定によりまして、立会人

に3番石川 敏君、4番小川ひろみ君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

[投票用紙配付]

議長（細川運一君） 念のため申し上げます。この投票は記名投票となりましたので、投票用紙の余白に必ず記名をしていただきます。

また、本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

会議規則第84条の規定によりまして、賛否を表明しない投票、及び賛否が明らかでない投票は、否とみなします。

投票用紙の配付漏れありませんか。（「なし」の声あり）配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検をさせます。

[投票箱点検]

議長（細川運一君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

[点 呼]

[投 票]

議長（細川運一君） 投票漏れありませんか。（「なし」の声あり）投票漏れなしと認めます。

投票を終了し、これより開票を行います。3番石川 敏君、4番小川ひろみ君、開票の立ち会いをお願いいたします。

[開 票]

議長（細川運一君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 1 1票

有効票 1 1票

無効票 0 票

です。

有効票のうち

賛成 1 1票

反対 0 票

です。

以上のとおり、賛成多数です。したがって、関内秀樹君の大衡村農業委員会の委員の任命については同意することに決定をいたしました。

日程第16、同意第13号、大衡村農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

お諮りをいたします。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を行わず、直ちに採決をしたいと思います。これに異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。

採決に当たっては、起立により行います。文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） この同意第13号につきましても、記名投票にするよう要求いたします。

議長（細川運一君） この採決について、文屋裕男君から記名投票にされたいという要求がございました。ほかに賛同する方いらっしゃいますか。遠藤昌一君。

9番（遠藤昌一君） 同意13号について、文屋議員からの記名投票ということに賛成します。

議長（細川運一君） 文屋裕男君、遠藤昌一君から要求がありましたので、会議規則第82条第1項の規定によりまして、記名投票で行います。

ただいま出席している議員は12名でございます。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に5番赤間しづ江君、6番佐々木春樹君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

[投票用紙配付]

議長（細川運一君） 念のため申し上げます。この投票は記名投票となりましたので、投票用紙の余白に必ず記名をしていただきます。

また、本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

会議規則第84条の規定により、賛否を表明しない投票、及び賛否が明らかでない投票は、否とみなします。

投票用紙の配付漏れありませんか。（「なし」の声あり）配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

[投票箱点検]

議長（細川運一君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔点 呼〕

〔投 票〕

議長（細川運一君） 投票漏れありませんか。（「なし」の声あり）投票漏れなしと認めます。

投票を終了し、これより開票を行います。5番赤間しづ江君、6番佐々木春樹君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

議長（細川運一君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 11票

有効票 11票

無効票 0票

です。

有効票のうち

賛成 11票

反対 0票

です。

以上のとおり、賛成多数でございます。したがって、西條とも子君の大衡村農業委員会の委員の任命については同意することに決定をいたしました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

---

日程第17 承認第9号 専決処分の承認を求めるについて

議長（細川運一君） 日程第17、承認第9号、専決処分の承認を求めるについてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。税務課長。

税務課長（残間文広君） それでは、議案書15ページをお開き願います。

承認第9号、専決処分の承認を求めるについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

次のページお願ひします。

専決処分書、大衡村税条例の一部を改正する条例の制定について。

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、大衡村税条例の一部を別紙のとおり改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものです。

専決処分日は、令和2年4月30日です。

改正文につきましては、議案書17ページからになります。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として、令和2年4月30日に公布された地方税法等の一部を改正する法律に基づき改正したもので、主な改正点は4点あります。1点目は、収入が大幅に減少した場合において、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収猶予できる特例の新設です。

2点目は、中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置と認定先端設備等導入計画に従って取得したものの固定資産税の特例の追加です。

3点目は、軽自動車税環境性能割の臨時の軽減の適用期限を6か月延長するものです。

4点目は、個人住民税における寄附金控除の適用要件の新設並びに住宅ローン控除の適用要件の弾力化となっております。

改正内容につきましては、別冊の新旧対照表に基づいてご説明いたしますが、法改正による条ずれ等は割愛させていただきます。

新旧対照表1ページをお開き願います。

第1条による改正です。

第10条は、法律改正による読み替え規定で、事業用家屋及び償却資産に係る固定資産税の軽減です。

第10条の2は、次のページお願ひいたします。

第27項として、認定先端設備等導入計画に従って取得したものの、いわゆるわがまち特例の特例率である固定資産税の軽減についての規定を追加したものです。

第15条の2は、軽自動車税の環境性能割の1%分軽減する特例措置の適用期限を6か月延長し、令和3年3月31日までとしたものです。

第24条は、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る規定の追加です。

次に、4ページお願ひします。

第2条による改正です。

第25条は、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例として、行事主

催者からの申請により、文部科学大臣が指定した行事について適用する規定の追加です。

次のページお願いします。

第26条は、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例として、新型コロナウイルス感染症の影響によって住宅への入居が遅れた場合であっても、控除期間が13年に延長された住宅ローン控除を適用する規定の追加です。

それでは、議案書18ページに戻っていただきまして、附則についてご説明いたします。

この条例は、公布の日から施行したもので、ただし、第2条による改正規定であります個人住民税における寄附金税額控除の特例並びに住宅借入金等特別税額控除については、令和3年1月1日からの施行となるものです。

以上、ご説明申し上げました。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） この改正によって、本村の減収、それから該当する件数等、どのぐらいに見ているのか伺います。

議長（細川運一君） 税務課長。

税務課長（残間文広君） 今回の税制改正といいますか、税法の改正に何点かあります。まず、それぞれについて、まだ試算したわけではありませんけれども、まず、徴収猶予につきましては、現在、相談あるのが3件であります。ちょっとまだ税目、あと税額等につきましては、これから納期限を迎えるものもありますので、制度上は申請が納期限もしくは6月30日までのいずれか遅いほうまでの申請期限となっておりますので、今後その辺も件数が増えるかもしれません。

2点目の固定資産税につきましては、事業者等が所有する償却資産、事業用家屋、これにつきましても、その事業者等からの申請に基づくもので、コロナの影響によるものが今後何件出てくるのか、この減免につきましては令和3年度の固定資産税の減免となります。

認定先端設備等の導入計画につきましては、これにつきましては窓口が産業振興課になっておりまして、そちらで計画を受付して承認したものについて固定資産税を減免するというような流れになってございます。

環境性能割、こちらにつきましても、適用期限6か月延長することです、こちらにつきましては、現在、1月当たり12万円程度の環境性能割の交付金ございますので、今後、その購入台数の伸びもちょっとどうなるのかということありますので、

詳細に推計しているものはございません。

寄附金控除と住宅ローン控除につきましては、これも令和2年の分の収入に伴います  
来年分の申告からの適用となるものでございます。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） このコロナ関係の国の政策なり税制改正なり、いろいろあるかと思う  
んですけれども、申告制の場合、この情報がわかつてない、また、申請できないよう  
な方が、やはり同じようにというか、分かっている人は分かっている、分からぬ人は  
そのままということにならないように、住民等しく情報共有できて、同じように対応で  
きるよう望むのですが、その辺は大丈夫でしょうか。

議長（細川運一君） 税務課長。

税務課長（残間文広君） ご指摘のとおり、申告制につきましては、そのように、その時期を  
捉えながら周知をしてまいります。と同時に、徴収猶予につきましては、各税目の納税  
通知書発送時、あるいは、これから国保なり介護につきましては本算定を迎えるので、  
その折を捉えて周知をしていきたいと考えてございます。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり） 質疑がないようです。  
これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認されました。

---

日程第18 議案第29号 大衡村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の  
制定について

議長（細川運一君） 日程第18、議案第29号、大衡村固定資産評価審査委員会条例の一部を改  
正する条例の制定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。総務課長。

総務課長（早坂勝伸君） 議案書につきましては20ページになります。新旧対照表につきまし  
ては6ページご覧いただきたいと思います。

説明につきましては、新旧対照表を基にご説明を申し上げます。

今回の大衡村固定資産評価審査委員会条例の一部改正でございますけれども、第6条第2項の改正でございまして、この中で引用している法律名を情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に改めるものでございます。

あわせまして引用条文、条項を第3条第1項から第6条第1項に改めるものでございます。

今回の改正でございますけれども、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律に基づきまして、関係する法律が改正されております。このことによる改正となるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第19 議案第30号 大衡村職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

議長（細川運一君） 日程第19、議案第30号、大衡村職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。教育次長。

教育次長（齋藤 浩君） それでは、議案書21ページをお開き願います。

議案第30号、大衡村職員定数条例の一部を改正する条例の制定について。

大衡村職員定数条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次ページが議案別紙の条例改正文となっておりますけれども、内容につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきますので、新旧対照表7ページをお開き願いま

す。

第2条第1項第1号の村長部局から第6号の水道事業の企業職員まで、それぞれの部局の定数が規定されておりますが、教育委員会部局の定数につきましては、現行の第3号において、事務局の職員8人、第4号において、学校及び学校以外の教育機関の職員13名と規定されております。教育委員会部局としての定数は、合わせて21名となっております。

今回の改正につきましては、教育委員会部局の総数21名については変更せずに、事務局及び教育機関との区分をなくす改正を行うものであります。

理由といたしましては、平成31年3月に教育委員会行政組織規則が改正されております。平成31年4月から事務局が学校教育課と社会教育課の2課体制となっており、改正前は事務局の課長職は1名でありましたが、改正後は2名となっております。また、前年の5月から次長職を配置しており、さらに指導主事の配置を行っているため、次長及び学校教育課で5名、社会教育科で3名、合わせて8名の職員配置となっております。

一方、学校及び教育機関につきましては、現在、小学校業務員、公民館職員及び給食センター職員の配置で6名、総勢14名となっております。事務局である学校教育課において、現在、次長が課長職を兼務している状態であり、兼務なしで配置いたしますと、社会教育課の配置が2名になってしまうといったような人事配置に影響が生じることとなります。以前は幼稚園の職員、中学校業務員及び学校給食センターの調理が正職員でしたが、幼稚園の閉園と会計年度任用職員の配置及び調理業務を民間委託しておりますので、今後の柔軟な人事配置を可能とし、教育行政の充実を図るため、教育委員会部局の定数を一本化するものでございます。

議案書の22ページをご覧いただきたいと思います。

施行日につきましては、公布の日からとするものでございます。

説明については以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） この職員の定数の変更についてお伺いします。

私たち、常任委員会等で5月18日、総務民生のほうでは事務局関係が8名から12名、それから、学校教育、それから所管にそれ以外の者ということで、13名から9名というような説明を受けたわけです。ところが、19日は産業教育とか定数がトータルで21名だという話で、そしてまた、私ども議会運営委員会、5月25日にやった際には、定数が簡

単に21名だと、細分化されていないということで説明受けています。

何だか1日、2日、1週間もしないうちにこんなに変わるのどういう訳なんだいなと  
いうことで、改めてお伺いしたいわけです。

議長（細川運一君） 教育次長。

教育次長（齋藤 浩君） この条例改正の原案を作成する際においては、今の区分のままで、  
その中の定数の入替えを原案として作成してございました。ただ、その後に近隣の市町  
等との規定の仕方、そういったものを確認いたしまして、条例の改正のプロセスである  
法令審査会というございますけれども、その幹事会と本審査会があるわけですが、そ  
の前に、ここを区分をなくして、定数を一本化したほうが今後の運営については非常に  
効率がいいだろうということで、その過程の中で直ったということでございまして、そ  
のところの説明の段階がいつになったかによって、ちょっと変わってしまったんだろう  
と、今聞いておりましたけれども、最終的にはそのプロセスを経まして、この1つの  
合わせた形になったということでございます。

議長（細川運一君） 佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） 私も説明を受けた議会側の立場からすると、今の話はさっぱり訳が分  
からない答えなんですね。一体いつの時点でこういう21名一本化になったのか。最初、  
8名から12名、13名から9名になると、これは総務課長に条例のほうで出ているもんです  
から、これはどういう訳なんだという委員からの質問もありました。その中で、バラン  
スをとる、いわゆる均衡をとるような話を受けて、そうかと、学校のほうに、あるいは  
公民館関係になるのかなという意味合いで受け取ったわけです。ところが、1日した  
だけでガラッと変わっていたということをこの頃聞いたんですよね。だから、何だ一体、  
人によって説明がガラガラ違うような、まるっきり条例、定数ですよ、しかもね。そ  
ういったものを勝手に変えられるような審議をしているのかということで、もっとも説明  
を受けたほうに何も話ないわけですよ、これ変更になりましたとか。だから、一体何や  
っているんだと。私ども審議する意味ないんだなと思って聞いていたわけですけどね、  
どうなんでしょうね。

議長（細川運一君） 教育次長。

教育次長（齋藤 浩君） ちょっと手元に日程的なもの、ちょっとメモしたものございません  
が、起案につきましては、5月の初旬、頭につくってあります。その際には区分の中で  
人の異動をつくるような原案のところを作成してございます。法令審査会というのがご

ざいまして、その担当になる職員たちで幹事会というのをやっておりまして、その幹事会の前にここについてはもう既に直したほうがいいかもしないということで、教育委員会のほうでは、そちらの事務局のほうにお話をさせていただいて、幹事会のほうでは直した形で審議をしていただいたということでございますので、それを基にして法令審査会というのにかけて、これでいきましょうと、改正しましょうという案をつくったという流れでございます。

議長（細川運一君） 佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） いや、その流れは分かるんですけど、一体いつの段階でこう決まっているかという、その具体的なものの話にならないと、私ども勝手に決められるんだから、あんたたちはそれをただ承認しなさいということでは話にならないんでないの。大体、総務課長来て、聞かれて、まともに私たちに説明して、今度、議運のとき来たら、何でこうなったで、話にならない、それでは。正直言って、議運にいろんな今回、最初にやった農業委員の立場もね、間違いは間違いでいいんですよ、ただそれはそれで、教えてもらわないと、こちら一生懸命審議していることに対して、私たちの都合になりましたでは話にならないと思うんだけどね、どうなんでしょうね。議会というのはそういうものなんですか、法令というのは、条例というのは、

教育長なり、教育委員会で勝手に人数を、私はこの平成30年版の例規集などを見て、なるほど、人数規定されているんだなと。そして、職責、職務の配布の、この課は何をやるという配布とか、それに対する人間等の配布も私たちもらっているわけですよね、人事異動の際。そういうものがまるっきりなくなった、意味ないんでないの、と思うんですけどね、これは私一人の考えではないと思うんですけどね。どういうふうに解釈したらいいんでしょうか。

議長（細川運一君） 1問目、2問目、同等のご説明だったと思いますけれども、佐々木議員については最後の質問になってまいりますので、その日程的なものも含めて、時系列にご説明できるのであれば、そのようにご説明願いたいと思います。教育次長。

教育次長（齋藤 浩君） 手元に起案した日とか、そういう書類は今持ち合わせておりますが、最終的に法令審査会になったのは22日に行っておりまして、そちらのほうに私が出て、そこの説明はしてございます。

たしか19日が産業教育常任委員会ですので、私のほうの説明としては、そういう区別をなくして一本化していきたいということでの説明をさせていただいております。

18日が総務民生常任委員会ということでございまして、その前でしたかね、幹事会がいつだったか、私、はっきり覚えていないんですけども、それに向けて、その内容変更するというのを事務局である総務課のほうに伝えておきました、それで審議をしていただいたと認識しておりますので、その流れについては、先ほど申したとおりでございます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） この定数の改正の関係ですけれども、それぞれの常任委員会、続けて行っています。総務民生の常任委員会が5月18日、翌日19日が産業教育の常任委員会です。条例改正の内容については、総務民生のほうは18日、総務課長のほうから説明がありました。その内容は今、佐々木議員が話された内容です。翌日の産業教育常任委員会では、今回提案された議案書の内容での説明でした。再区分なくて、合わせて教育委員会全体で21人ですか、そういうような条例改正になると、そういう説明を受けています。ですので、その1日違いの常任委員会で説明している内容が違うんですよね。庁内で法令審査会とかどうのこうのってありましたけれども、どの時点で提案する条例改正内容に決まったのか。なぜ、だとすれば、前の日の総務の委員会で違う説明になってしまったのか、その経過を伺います。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（早坂勝伸君） まずもってこの関係でありますけれども、おっしゃるとおり18日の常任委員会の際には、私のほうに、説明を受けておりましたように、この人数の配分をそれぞれ変更するという条例改正でいきますということで説明を受けていたわけなんですけれども、どうもそれ以後、19日までの間に、要はその間に、条例の内容が変わっているという連絡がございませんでしたので、違うような、2つの常任委員会で説明が違ったような次第でございます。

まず、今回の件につきましては、連携が図られていなかったということに尽きるものでございます。この場でお詫びをしたいと思います。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） 産業教育の常任委員会の中では、教育次長からの説明については、これは口頭での説明でした。特段、たしかそう記憶しています。条例改正案のそいつた資料は提示されておりません。口頭での説明でこのような定数改正条例を提案したいというような説明でございました。ですので、やっぱり庁内各課の横断的な連携がもつとき

ちんと取るべきであろうと思うんですよね。なおさら、議会に議案として提案する内容です。ですから、やっぱりそういったことあってはならないことだと思うんですよね。どのように考えますでしょうか。

今回のこのような事案ないように、注意していただきたいと思うわけです。

議長（細川運一君） 総務課長でいいんですか。総務課長。

総務課長（早坂勝伸君） まさにおっしゃるとおりであると思います。先ほど申しましたように、今回、各課との連携が図られていなかつたことに尽きるという点はおっしゃるとおりでございます。今後このようなことのないようにしてまいりたいと思っているところであります。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 前者の質問に重複しますので、質問でなく要望として最後にお話したいことは、そういう担当部署と総務課との間での連携が図られずという釈明、総務課長からありましたけれども、やっぱり教育次長のほうでは近隣自治体、市町の在り方、それから、庁内におけるプロセスについて説明ありましたけれども、常任委員会に、8を10に、13を9人にするという5月18日、総務民生常任委員会で総務課長説明しているわけですので、どこかで、いやこの常任委員会の資料と提案しているこの議案の条文が違うという気づいた段階で、やはり両常任委員長にぐらい報告していただく必要があったのかなと、私は感じました。今後、そういう場合、やはり先ほど佐々木議員のほうからもありましたけれども、ミスはミスであると思うんです、そういう場合、やはり事前に常任委員会に説明したのであれば、気づいた段階でぜひ委員長等には報告していただきたいという、今回それがなかつたのが非常に残念だったなということで、ぜひ要望として上げておきます。以上です。

議長（細川運一君） 総務課長のほうからは陳謝も含めてご答弁ございましたので、説明に当たられました教育次長のほうに答弁を求めたいと思います。教育次長。

教育次長（齋藤 浩君） まさにちょっと連携不足だったなと反省しているところでございます。やはり条例ということで大切なですから、やはり議会にかけるということなので、慎重には慎重を期して、各近隣等のところの確認等して、行って、そのプロセスを踏んできたという認識でございましたけれども、ちょっと時期的なところがずれてしまって、そこの認識がずれてしまったというのは、本当に申し訳なかったなと思ってございますので、その辺の課内もですけれども、課を超えたところの調整の部分に、そういう

ったところももうちょっと気をつけて連携を図っていきたいなと思っているところでございます。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 再質問しようと思わなかつたんですけれども、そういうことでなく、そういうミステイク、気づいたらやっぱり常任委員会に報告した分は、常任委員長等に情報提供をしていただきたいと、今後ですね、そういう要望です。

議長（細川運一君） 教育次長。

教育次長（齋藤 浩君） はい、分かりました。そういったときにはすぐに気づいた段階でご連絡させていただくようにしたいと思います。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することに異議ございませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第20 議案第31号 大衡村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議長（細川運一君） 日程第20、議案第31号、大衡村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

[議案は末尾に掲載]

---

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（金刺隆司君） 議案書につきましては23ページになります。

議案第31号、大衡村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定されている個人番号を通知する通知カードが廃止されることに伴い、通知カードの再発行に係る手数料を廃止するものでございます。

説明につきましては、新旧対照表にてご説明申し上げますので、新旧対照表8ページをお開き願います。

別表中、第27項の通知カードの再発行手数料500円を削り、第28項以降を1項ずつ繰り

上げるものでございます。

議案書24ページのほうに戻っていただきたいと思います。

附則でございますが、公布の日から施行し、令和2年5月25日から適用するものでございます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第21 議案第32号 大衡村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議長（細川運一君） 日程第21、議案第32号、大衡村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（金刺隆司君） 済みません、説明に入ります前に、別紙の新旧対照表に誤りが  
ありますので、ご訂正お願いいたします。

新旧対照表10ページをお開き願います。

改正後（案）のほうの第8条の見出し、「傷病手当金」を「新型コロナウイルス感染症  
に感染した被保険者等に係る傷病手当金」に訂正願います。

次のページ、第9条と第10条の見出しを削除願います。

訂正については以上でございます。まことに申し訳ございませんでした。

それでは、改めて説明のほうに入らせていただきます。

議案書25ページをお開き願います。

議案第32号、大衡村健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。  
新型コロナウイルス感染症に感染したこと、または感染が疑われる症状が現れたこと

により療養し、労務に服することができない被保険者であって、給与の支払いを受けている者に対して傷病手当金を支給できるよう改正するものでございます。

説明につきましては、新旧対照表10ページお開き願います。

第8条でございますが、傷病手当金を支給する被保険者への規定と、傷病手当金の支給額等に関する規定でございます。

具体的な支給は労務に服することができなかつた日が3日間連続し、4日目以降の労務に服することができなかつた期間について支給されるものでございます。

次のページをお開き願います。

第9条は、支給対象外に関する規定で、感染または感染の疑いがある場合であっても、給与等の支給を受ける者に関しては、その全部もしくは一部を支給対象外とするものの規定でございます。

第10条は、第9条に規定する者が給与の支払いを受けることができなかつた場合の支給に関する規定でございます。

第11条以降はそれぞれ条を繰り下げるものでございます。

議案書27ページのほうに戻っていただきたいと思います。

附則でございますが、公布の日から施行し、令和2年1月1日から適用するものでございます。

傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの期間に属する場合について適用がなされるものでございます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第22 議案第33号 大衡村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

議長（細川運一君） 日程第22、議案第33号、大衡村後期高齢者医療に関する条例の一部を改

正する条例の制定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（金刺隆司君） 議案書につきましては28ページになります。

議案第33号、大衡村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

宮城県後期高齢者医療広域連合において、後期高齢者医療に関する条例の一部が改正され、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給が創設されたことに伴いまして、本村において行う事務を追加するものでございます。

説明につきましては、新旧対照表にてご説明申し上げますので、新旧対照表13ページをお開き願います。

第2条第8号を第9号とし、第8号に広域連合条例附則第7項の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付を加えるものでございます。

議案書29ページのほうに戻っていただきたいと思います。

附則でございますが、公布の日から施行し、令和2年1月1日から適用するもので、申請書の受付事務は傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの期間に属する場合について適用されるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。

再開を4時50分といたします。

午後4時37分 休憩

---

午後4時50分 再開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りをいたします。

日程にある審議が全部終わらないため、全部が終わるまで会議時間を延長いたしたいと思います。延長することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、日程の全部が終わるまで会議時間を延長いたします。

---

日程第23 議案第34号 令和2年度大衡村一般会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第23、議案第34号、令和2年度大衡村一般会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） それでは、議案第34号別紙でご説明申し上げます。

1ページをお開き願いたいと思います。

令和2年度大衡村一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,501万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億7,601万円とするものでございます。

第2条、債務負担行為の補正でございます。

第2表でご説明申し上げます。

5ページをお開き願いたいと思います。

第2表、債務負担行為の補正でございます。追加分でございます。2件ございます。

1件目、感染症対策農畜産業支援資金利子補給でございます。期間が令和3年度から令和7年度、限度額が100万円でございます。

2件目、コンビニ収納事務手数料でございます。期間が令和3年度から令和5年度までで、限度額は説明記載のとおりであります。

続きまして、歳入歳出予算についてご説明申し上げます。8ページをお開き願いたいと思います。

歳入でございます。

16款 2 項 1 目総務費国庫補助金3,440万6,000円の増、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。歳出の子育て生活支援金給付事業、水道基本料金の減免に係る水道会計への補助金、全世帯への5,000円分の商品券発行事業へ充当するものでございます。

6 目教育費国庫補助金1,579万5,000円の増でございます。文科省のギガスクール構想に伴う児童生徒へのタブレット等の導入に係る補助金分でございます。

17款 2 項 2 目民生費県補助金38万9,000円の増でございます。新型コロナウイルス感染症対策デイサービス支援事業補助金分でございます。

6 目振興総合補助金25万7,000円の増、みやぎの水田農業改革支援事業分でございます。

18款 2 項 1 目不動産売払収入657万2,000円の増、これにつきましては、土地開発基金で取得した土地も含め、計5筆分で五反田地区の村有地の売払収入でございます。

19款 1 項 2 目指定寄附金100万円の増でございます。衛生部門1件分でございまして、新型コロナウイルス対策に係る寄附金分でございます。

20款 2 項 1 目財政調整基金繰入金2,600万円の増、歳入不足補填のための繰入金分でございます。

9 目明神揚水機維持管理基金繰入金 6 万5,000円の増。10目赤水処理施設維持管理基金繰入金 4 万4,000円の増。いずれも人件費相当に係る繰入分でございます。

22款 4 項 1 目雑入48万2,000円の増でございます。ネーミングライツ料及び学校臨時対策費補助金分でございます。

次のページをご覧いただきたいと思います。

歳出でございます。

歳出全般についてでございますけれども、2節の給料、3節職員手当等、4節共済費にかかります人件費につきましては、4月の人事異動に伴う人件費の過不足を調整しておりますので、この説明については割愛させていただきますのでご了承願いたいと思います。

1 款 1 項 1 目議会費、人件費の補正でございます。

2 款 1 項 1 目一般管理費から 4 目会計管理費までは人件費の補正でございます。

6 目企画費374万8,000円の減でございます。

次のページをご覧いただきたいと思います。

2節から4節までは人件費の減額、18節負担金補助及び交付金につきましては6万6,000円の増でございます。説明記載のとおりBDF燃料の補助金の増分でございます。

8目財政調整基金費100万円の増、新型コロナウイルス感染症対策基金積み増し分でございます。

2項1目税務総務費、人件費の補正分でございます。

2目賦課徴収費55万円の増、コンビニ収納に関するシステム改修の委託料分でございます。

3項1目戸籍住民基本台帳費、人件費の補正分でございます。

5項2目指定統計調査費、工業統計調査に係る節の間の事務費等の調整でございます。

次のページをご覧いただきたいと思います。

3款1項1目社会福祉総務費3万7,000円の増、22節につきましては、プレミアム付商品券の国庫補助金の返還金分でございます。

3目老人福祉費3万8,000円の増、介護会計への操出金の増分でございます。

2項1目児童福祉総務費1,118万1,000円の増、18節の負担金につきましては、5月の臨時議会の補正と同じく、子育て生活支援緊急給付金分で18歳以下の児童1人当たりに1万円を給付する事業分の増でございます。

4目児童館費86万円の増、これにつきましても、コロナウイルス対策における小学校休校に伴う児童館の中での次亜塩素酸の購入経費と、その人員増加分に係る委託料の増額補正分でございます。

5目児童保育費、人件費の補正でございます。

6目児童福祉費、財源入替でございます。

4款1項2目母子保健費88万2,000円の減、幼児保健指導事業及び子育て世代包括支援センター準備事業に係る報償費の減分でございます。

次のページ、お開き願いたいと思います。

3目予防費7万2,000円の減、健康診査事業に係る保健活動推進委員等に係る費用弁償や謝礼金等の増減分でございます。

4目環境衛生費、人件費の補正分でございます。

3項1目上水道施設費1,830万円の増、これにつきましては、新型コロナウイルス感染対策に係る水道料金の基本料金の減免に係る水道会計への補助金並びに他町から給水しております世帯及び法人等への補助金分でございます。

5款1項2目農業総務費、人件費の補正分でございます。

3目農業振興費25万7,000円の増、これにつきましては、振興総合補助金分でございます。説明記載のとおりみやぎの水田農業改革支援事業分でございます。

2項1目林業振興費150万円の増、18節負担金につきましては、説明記載のとおり有害鳥獣防止施設購入事業費補助金の増分でございます。

6款1項1目商工総務費27万8,000円の増、3節は人件費の補正、7節報償費の増については、ゆるキャラ選考に係る報奨金分でございます。

次のページをご覧願いたいと思います。

7款4項1目都市計画総務費6万7,000円の増、消耗品の増分でございます。

2目公園費財源の入替えでございます。

5項2目住宅管理費175万円の増、7節報償費につきましては、住宅管理人に係る報奨金の増、12節委託料につきましては、住宅管理人謝金分の減とコンビニ収納システム改修に係る経費の増分でございます。

18節負担金補助及び交付金につきましては、五反田北住宅からの転居促進に係る補助金の増分でございます。

2目定住促進住宅管理費、住宅管理人の謝金分で委託料から報償費の節の入替え分でございます。

8款1項3目消防施設費314万1,000円の増、河原地区の防火水槽撤去工事分でございます。

9款1項2目事務局費4,368万9,000円の増、1節報酬につきましては、教育支援員分の報酬の増、8節の旅費も同じく費用弁償の増分でございます。3節は人件費の補正、14節の工事請負費につきましては、心のケアハウス管理運営事業分でございまして、旧幼稚園舎改修に伴う電気照明のLED化に係る工事請負費分の増分でございます。17節備品購入につきましては、ギガスクール構想に伴う小中学校の児童生徒に係るタブレット等の購入経費分でございます。

5項3目学校給食センター管理費、財源の入替えでございます。

10款1項2目大衡村排水処理施設維持管理費。

次のページをお開き願いたいと思います。

3目明神揚水機維持管理費、いずれも人件費の補正でございます。

12款1項1目土地取得費246万6,000円の増、これにつきましては、歳入でもご説明申

し上げましたが、平成27年度に土地開発基金で取得した五反田地区 1筆分の買戻しに係る公有財産購入費及び利息分でございます。

13款 1項 1目 予備費 5万4,000円の減、調整によるものでございます。

なお、人事異動等による給与費明細書も添付しておりますので、ご覧願いたいと思います。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより、本案の質疑を行います。質疑ございませんか。佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） 教育委員会関係お伺いします。

先ほどの説明で、ギガスクール関係で4,100万円ですか、これについては、前の産業教育の資料等で国庫補助が3分の2だという話で、1台大体定額で4万5,000円みたいな書き方をしてますけれども、今年のこの金額ではどの程度の台数を入れるのか。あるいは、それの当てはめる学年とかについて分かりましたらご説明願います。

議長（細川運一君） 教育次長。

教育次長（齋藤 浩君） 台数につきましては、全児童生徒数プラス予備分10台と、教師分49台を含めて、総台数が586台を予定してございます。3分の2が補助対象と言っている意味につきましては、国のはうの補助の考え方の部分で補助を3分の2という話をしておりましたけれども、総台数のうちの3分の1の部分については、地方財政措置をしているという財源の国のはうの配分になっておりまして、それ以外について、令和元年度及び令和2年度の国の補正予算、そちらのはうで補助対象分として予算措置をしたものというものです。

全児童生徒数、全部を買うということでございます。

議長（細川運一君） 佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） 今、計算機持っていないからですけれども、そうすると、単価については、これにあるような、約4万5,000円というのが3分の2に当たる金額なんでしょうか。その辺お伺いします。

議長（細川運一君） 教育次長。

教育次長（齋藤 浩君） 1台当たりの単価が、限度額設定みたいな感じで、1台当たり4万5,000円ということです。3分の2というのは、台数の割合というふうに考えていただいたほうが分かりやすいと思うんですけども、例えば、90人いれば、そのうちの3分の2で60人分は国庫の補助の対象になりますよというような考え方ということでございま

す。

議長（細川運一君） 佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） そうすると、最初の令和元年度の補正では令和5年までかかるというような書き方をしていましたけれども、今年で、この補正で全部揃うと。いわゆる通信、ただタブレットだけでは、ちょっと話聞いたんですけど、アンケートとか取ってやった際に、タブレットだけでなしに、家庭にいわゆるWi-Fiとかそういうものの関連とかもあるんでしょうけれども、全て今回整備できるのかという意味で改めてお伺いします。

議長（細川運一君） 教育次長。

教育次長（齋藤 浩君） タブレットについては、全児童生徒数分ですね、確保するという形になってございまして、それは緊急時などにおいて家庭に持ち帰って、オンライン授業をするといったようなことも想定されますので、そういった場合に家庭でそのタブレットを使ってオンライン授業ができる環境、簡単に言えばWi-Fiの環境であるとか、LTEの環境であるとか、そういったものがあるかどうかというのをまずチェックをしなければいけないということで、今回アンケート調査をするというものでございます。それで、その環境が整っていないところについては、何らかの助成措置、あるいは村でそういった機器を購入して、その家庭で使えるような方策をしていかなければいけないというような流れになっているということでございます。（「追加で、続けて」の声あり）

議長（細川運一君） 1問だけ許したいと思います。佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） 先ほど聞いたので答えもらっていないのは、単価的な見積もり等は、そういったもの出てのこの金額だと思うんですよね。そういう意味で改めてご説明をいただきたいなと思うんですけど。

議長（細川運一君） 改めて、教育次長。

教育次長（齋藤 浩君） 単価というのは、4万5,000円は歳入のほうの上限単価でございまして、歳出のほうの単価につきましては、1台当たり7万円を想定して、その台数分を掛けているということでございます。その7万円につきましては、本体部分ですね、そういった部分もありますし、そこにキーボードとかケースとか、そういったものも入ってきますので、そういったものも含めてございます。また、設定費であるとか、MDMということで、そういった管理機能ですかね、そういったものなども見込んで7万円の設

定をしているということでございます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） 産業振興課にお尋ねいたします。

今回の補正で林業振興費になりますかね、有害鳥獣防止の施設の補助金、150万円の追加でありますけれども、たしか当初予算でも150万円の予算措置されておったと思うんですけども、これも、鳥獣被害については、さきの常任委員会でもいろいろ内容の説明受けておりますけれども、この施設の補助申請が近年、ずっと増えているということで、令和2年度もまだ2か月ちょっとしか経過していないんですけども、申請がいっぱい予算が不足するということの追加なんでしょうけれども、今現在の補助申請の件数、それから、金額がどの程度の金額になっているか、実数ですね、さらに、今回150万円でありますけれども、この金額で今後、今年度、大丈夫なものかどうか、見通しはどうなのか、それ聞きたいと思います。

あともう一つは、数年前から大瓜上・下でワイヤーメッシュ柵を設置しました。ですが、終わっていますけれども、地区のほぼ半分ぐらいしか場所としては設置されておりません。多分地区の南側沿線、山林の境界ずっと大瓜下から大瓜上の牛野ダムまで設置終わっていますけれども、それ以外の場所については未設置のままです。イノシシの被害も年々深刻になっていまして、それ以外の場所からかなり出ていまして、被害もかなりそっちのほうが増えている状況、現状です、実態としては。ですので、当面は防止するのは電気柵が一番有効な策かなと思うんですけども、メッシュ柵については、今後の設置する、あるいはそういう計画予定があるのか、ないのか、その辺の見込みをまず伺いたいと思います。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） 石川議員お話をいただいたとおり、当初150万円ということで措置していたものでございます。現時点で24件の申請がございまして、補助金額といたしまして149万円ということで、予算残が1万円というような状況になっているものでございます。ご指摘いただいたとおり、年々申請が増えておりまして、昨年で23件、159万円ほどございましたので、もう既に昨年のベースを1件ほど超えているような状況でございます。傾向としましては、地域によってまとまって皆さんで設置をされるということでという傾向が増えております。個人だけつけてもということなもんですから、周りの方も合わせてというような傾向になってきているものでございます。

お話をいただいたとおり、当然、今そういう状況でございまして、既にご相談いただいておりまして、約98万円ぐらいに、それだけでなってしまうというような状況でございます。でございますので、議員ご心配のとおり、捕獲のほうも年々数も増えておりますし、それは実施隊の方々の活動のたまものではあるわけありますけれども、それぞれの皆さん農地を守るという部分では、電気柵が現時点では有効な策でございますので、当然、申請といいますか、希望が出てまいるものと思っておりますので、その際にはまた、再度補正等、皆様にお諮りすることになろうかと考えているものでございます。

また、2点目のワイヤーメッシュ柵の関係でありますけれども、当初の計画の部分では20キロですかね、完了している、数の、メートルの部分では完了しているということにはなっておりますけれども、ご指摘いただきましたとおり、地区の中でもまだ未整備といいますか、必要な部分があるということも伺っているところでございます。当然、県振興事務所等ともその辺についてお話をさせていただいておりまして、村の当初の計画等も変更といいますか、さらにはご指摘いただいたとおり全村に被害が広がっているということでございますので、改めて全村、村内全域での計画等も練り直して、その辺は今後、今後といいますか、できるだけ早く対応していきたいなど、現時点では考えているものでございます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） 今の電気柵の補助金、もう既に今年度分150万円ぐらい、もう既にいって、さらに申し出があるのが約100万円ですよね。そうすると、残り分、今回補正しても50万円ぐらいしか残っていないんですよね。当然足りなくなる、不足すると思います。見込みとしては、多分ね。やはりまだいずれかの時点でさらに追加ということも考える必要があるんじゃないかなと思うんですけどもね。

あとメッシュ柵、やっぱり大瓜上・下しかしていませんけれども、西部、松原も含めた西側だけじゃなくて、そのほかにも広がっている状況ですよね。特に西側のほうが大瓜地区、松原のほうが出ている箇所が多いんですけども、やっぱりメッシュ柵ないほうが多分出ている箇所として、場所としては多いはずです、現況としては。ですので、やっぱりそっちは、電気柵は部分的な対処ですから、それはそれで結構ですけれども、全体的な防止対策もやっぱり考える必要はあると思うんですよね。村全体にその計画拡大して、変更してということを考えておられるようですが、ぜひそういう方向で考えてもらいたいなと思うんですよね。やっぱり農業策としては、一番のこれ頭の痛い

課題ですよね、今現在、大衡村だけではありませんけれども、この被害の防止というの は。そういう観点で考えていただきたいと思うんです。

あと、この電気柵の補助の対象なんですが、今、村の補助の対象はあくまでも農地に 限定されています。田んぼ、畑だけです。現実的にはそこが一番被害多いんですけど も、やっぱり最近はそれだけじゃなくて、宅地周り、周辺、屋敷の周り、山林なり、全 体的に出てきて、被害に遭っています。ですので、農地だけに限定しないで、さらにも っと拡大して、それ以外の部分も対象にできるように、やっぱり考えていただきたいと 思うんですよね。そういう声も住民の方からも言われています。やっぱり田んぼだけだと 平坦地ですけれども、うちの周りにもうと出てきて、畑なんか作られないんだとい う声もありますので、農地に限定しないでもう少し対象の区域を拡大に考えてもら うわけもらえればと思うんですよね。県内でも各市町でこういう補助政策取っています。 仙南のほう多いですけれども、よその事例見ますと、農地だけに限定していません。や っぱり農林産物というような表現の仕方もしています。農地だけじゃなくて、林産物も 含めた、あるいは、これ蔵王町の例なんですけれども、農地と農業施設用地、それから 山林、さらには養魚場、養殖場あるんでしょうね、そういうところで幅広く対象にし ています。ですので、大衡村の場合も農地だけじゃなくて、もうちょっと宅地周辺のほ うまで相性に含めていただければなと思うんですよね。やっぱりイノシシ被害の、生活 圏内まで入っていますので、宅地周辺までね、ぜひそういったことでご検討いただけれ ばと考えます。

それから、ちょっと長くなりますが、イノシシの被害状況なんですが、常任委 員会の報告では、出没の場所なり、件数なり、捕獲した頭数の集計とか調査しかされて いません。これは前から常任委員会でも意見として出ていますけれども、やっぱり被害 の実態、状況ももっと調査して、把握すべきであると、被害の場所なり、面積なり、金 額なり、積算するのは難しさもあるかもしれません、そういう実態が全然見えていな いんですよね。数字としての実態が。ですので、やっぱりそれもぜひ必ず把握すべであると 思うんですよね。ぜひそれも調査する方法、難しいかもしれませんけれども、やっ ぱり地区の皆さんの協力いただいて、ぜひそれも把握するような調査方法も考えていただ けたければと思います。

あとついでにもう1件だけお話したいと思います。

イノシシの被害、農地だけでなく公共物にも被害相当出ています。強いて言えば、

具体的に言えば、河川の堤防です。善川上流は、牛野ダムから下流のほう、堤防かなり掘られています。もう右岸、左岸、両方です。相当穴だらけになっていますので、大雨とか豪雨の洪水の際、やっぱり堤防の洗堀とか、そういういた恐れも出てきます。ぜひこれも現地を確認して、善川、一級河川で県管理ですけれども、実態を調査していただければと思うんですよね。相当穴だらけになっていますので、ぜひそういうことで県のほうとの連絡調整もやっていただきたいと考えます。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） お話をいただきました補助対象の拡大の件でございますけれども、なかなか、あくまで縦割りではありませんけれども、産業振興というところで、農産物ということで、今限定して、農地ということで限定をさせていただいているところでございまして、産業振興課とすれば、林産といいますか、山の部分というのも当然所管ではありますので、拡大については検討可能かなということでありますけれども、さらに宅地周りとか、そういういたところになりますと、また当課だけでの話ではなくなっていますので、その辺は役場内でいろいろ検討させていただきたいと考えております。

それから、被害額の把握の件につきましては、常任委員会等でもご指摘をいただいたところでございまして、現在といいますか、把握のすべとしては、現時点では農業共済の被害額等、あと面積等の把握にとどまっているところでありますけれども、これも常任委員会でご指摘いただいたとおり、なかなか今お話をいただいたとおり、金額に算定するとというの、なかなか難しい部分もありますので、何らかの方法なども考えながら、その被害の面積なり、延長なり、表せる単位なりでまずは表現するといいますか、把握に努めさせていただいて、報告をさせていただくというような形で、ちょっと模索をさせていただきたいなと、現実的には考えているところでございます。それでも全ての把握というのは難しいわけですけれども、注意をしながら、事あるごとに皆さんに呼びかけながら、実態をできるだけ把握をしていくということにさせていただきたいと思います。

3点目の河川等の公共物等の件については、お話をいただいたとおり、県なり役場内の担当課ともお話ををして、県なりに報告をするというような形にさせていただきたいと思っております。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） いろいろ申し上げましたけれども、やっぱりイノシシ、年々増えています。

す。根本的にどういった対策というのは、なかなか手立て難しいですけれども、やっぱり出てきている数を、駆除を、数を減らすしかないんですけれども、今の中では減らないですね。1年に何十頭、100頭ぐらい駆除していますけれども、それ以上に出ていますから、簡単にはいかないことは分かるんですけども、やっぱり村だけでもできないと思います。ですので、住民の方々なり、地元の方、あるいは自治体の方々とか、広い範囲でやっぱり取り組まないと難しいと思うんですよね。本当に1つでも2つでも前に進むような実効力の上がるような対策、政策を取っていただきたいと思います。

被害額難しいって言いますけれども、農地の被害については、環境整備で農地復旧で恐らく個人で申請なさっている方もいるはずですよね。イノシシ被害に遭って、畦畔直したり何だりして、恐らくあるはずです。そういう面からも把握できるものもあると思いますので、いろいろ考えて、検討して、進めていただければと思います。

最後にお答えをお願いします。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） 1点目のイノシシの個体するの関係でありますけれども、昨年1年で86頭というような形でございまして、倍々というような形でどんどん増えてきている状況であります。お話をさせていただいているとおり、実施隊の方々のご活躍によりまして、捕獲技術等も上がってきているという面もあって、わなをかけて取れる頭数も増えてきていると。当然、個体数も増えているということではありますけれども、今年の2月に研修会をした際に、講師の先生からお話をいただきましたけれども、取っても取っても数は減っていかないんですよというような、ある意味絶望的なお話をいただいたところでございますけれども、そういった中で、ちょっと今コロナウイルス問題で集まるということがなかなか難しいということですけれども、だんだん緩和をされてきておりますので、住民の方々にイノシシにどのように対応したらいいか、ご家庭でどのような対応をすれば、イノシシに嫌われるような地区づくりといいますか、イノシシが来ても通過していくような場所も当然あるわけですので、一旦とどまられると、もうとことん来てしまうというような状況でございますので、イノシシに嫌われるにはどうしたらいいか、食料残渣を外に、畑に投げたりとか、あと収穫しないでそのままにしているものがあるとか、そういったのからなくしていくというような、地道な努力、あとは、山際といいますか、隣接のところを下刈りをしていただくとか、そういった皆さんとの認識を共に共有していただくという、認識を持っていただくということも一つの減らす原

動力にもなるもんですから、そういった啓発活動にも、今さらではありますけれども、力を入れていくことが一つかなと思っているところでございます。

それから、被害額の把握の件ですけれども、ご指摘のとおり、ちょっと説明不足でございました。当然、イノシシに荒らされたところの環境整備の補助で上がってきた場合の聞き取りとか、さらには、当然、ご指摘のありました電気柵の設置に当たって、電気柵を設置するということは被害に遭っているということで当然ございますので、そういった際に、窓口等においていただいたり、事前にご連絡をいただいた際に、被害の把握にもっともつながるものだと思いますので、その点で把握に努めたいと思っております。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございませんか。小川ひろみ君。

4番（小川ひろみ君） 住宅についてお尋ねいたします。

18ページです。住宅管理費の18節負担金補助及び交付金、村営住宅移転促進120万円の計上がございます。今現在、どのような状況なのか、お尋ねしたいと思います。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 五反田北住宅の転居促進事業のほうなんですが、3月末に住民説明会を開催させていただきまして、その後、転居の時期に関する意向調査のほうをさせていただいております。18世帯、現在お住まいございますが、そのうち令和2年度中に転居を希望される方が11名というような状況になっております。それ以外の方につきましては、来年度、次年度以降という形になっておりまして、というような計画となっております。

今回の補正につきましては、当初予算で3名分の転居促進費ということで予算計上させていただいておりましたが、年度内の転居が11名という形になりますので、追加8世帯分の補正をさせていただいたという状況となっております。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

4番（小川ひろみ君） こちら、希望ですね、自分の希望どおりの住宅、そういうものに入れよう状況であるのか、お尋ねしたいと思います。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 3月の住民説明会の際に説明をさせていただいて、同時に意向調査ということを、先ほど申し上げたとおりさせていただきました。その中で、半年以内に転居いただくという方につきましては、希望の住宅を併せて意向調査させていただいておりまして、その中で希望が重複した方がいらっしゃいました。そういった方につ

きましては、抽選という形で希望先を決定させていただいて、さらに漏れた方につきましては再調査という形をいただきました。その中でも、ちょっと1部屋ほどまだ希望が重複する方がいまして、その際も再抽選という形で決定させていただいた経緯がございまして、第1希望という形にかなわなかったという方も何世帯かいたという状況となっております。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

4番（小川ひろみ君） これから移転促進、あと残りの方々に促進というか、移転を促していくと思うんですけども、その中で、やはり五反田があるので、五反田のほうがいいという方が多いのが、本当の実情ではないのかなと、私は考えるんですけども、その辺も踏まえて、これから住宅移行する方々、そういう方にきちんとした対応といいますか、そういうことをしていただきたいということを要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） ただいまご指摘あったとおりがほとんどの方の意向だとこちらでも承知しております。村のほうとしては、これから五反田住宅、現在お住まいの方がちょっと把握はできかねますけれども、何らかの事情で退去されるという場合につきましては、優先的に今残っている方々に対して同じ情報を同時に提供させていただいて、さらに希望を取るような形で、できるだけ希望に沿うような形で進めていきたいとは考えてございます。

議長（細川運一君） ほかに質問ございませんか。（「なし」の声あり） 質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第24 議案第35号 令和2年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第24、議案第35号、令和2年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（金刺隆司君） それでは、議案第35号別紙によりご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。

議案第35号別紙、令和2年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次の定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正についての規定でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,610万円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げますので、6ページをお開き願います。

歳入でございます。

3款1項1目保険給付費等交付金10万円の増。

次のページ、歳出でございます。

2款6項1目傷病手当金10万円の増、歳入歳出それぞれコロナウイルス感染症傷病手当金の支給創設に係る計上でございます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくお願ひします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第25 議案第36号 令和2年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第25、議案第36号、令和2年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正についてを議題といたします。

[議案は末尾に掲載]

---

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） それでは、議案第36号別紙でご説明申し上げますので、1ページをお開き願います。

令和2年度大衡村介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正についてでございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4,935万3,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げますので、6ページをお開き願います。

歳入でございます。

3款2項4目地域支援事業交付金、包括的支援事業社会保障充実分でございます。7万7,000円の増。

5款3項3目、こちらにつきましては3万8,000円の増。

7ページの7款1項6目、こちらにつきましても3万8,000円の増額でございます。

歳入3件の増額につきましては、人件費増額に伴う法定負担率分になります。

次に、8ページお開き願います。

歳出でございます。

1款3項1目認定調査等費88万円の減でございます。調査員が会計年度任用職員になったため減額したものでございます。

3款1項1目介護予防生活支援サービス事業費、こちらにつきましても同様で、会計年度任用職員となったため、報償費から報酬へ組替えを行うものでございます。

9ページ、2項1目一般介護予防事業につきましても同様でございます。

3項6目生活支援体制整備事業費27万円の増。こちらにつきましては、職員手当の増額分でございます。

7款1項1目予備費76万3,000円の増。財源調整でございます。

10ページの給与費明細書につきましては、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第26 議案第37号 令和2年度大衡村水道事業会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第26、議案第37号、令和2年度大衡村水道事業会計予算を議題いたします。

[議案は末尾に掲載]

---

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） それでは、議案第37号別紙でご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

令和2年度大衡村水道事業会計補正予算（第1号）です。

第1条は、総則についてでございます。令和2年度大衡村水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条は、収益的収入及び支出についてでございます。令和2年度大衡村水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入、第1款第1項営業収益2億207万5,000円から1,820万円を減額し、1億8,387万5,000円とするものでございます。

第2項営業外収益3,805万7,000円に1,820万円を追加し、5,625万7,000円とするものでございます。

支出について、第1款第1項営業費用2億2,030万7,000円に66万円を追加し、2億2,096万7,000円とするものでございます。

第4項予備費1,042万円から66万円を減額し、976万円とするものでございます。

続きまして、第3条は債務不履行についてでございます。債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定めるものでございます。

コンビニ収納事務手数料として、期間が令和3年度から令和5年度まで、限度額を説明記載のとおりとするものでございます。

続きまして、予算説明書でご説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の収入の第1款第1項第1目給水収益1,820万円の減です。新型コロナウイルス感染拡大に伴う負担軽減のため、水道料金の基本料3か月分を減免することから、水道使用料を減額するものでございます。

2項2目他会計補助金1,820万円の増です。水道料金の減免分につきまして、一般会計からの補助金として補正するものでございます。

続きまして、支出の1款1項4目総係費66万円の増です。上下水道料金のコンビニ収納を導入するため、電算システムの改修を行うため、修繕費を増額するものでございます。

4項1目予備費66万円の減です。財源調整となります。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。佐々木春樹君。

4番（佐々木春樹君） 端的にお伺いします。減額になるのは、要は住民が水道料支払いになる、減額になるタイミングはいつで、どのタイミングの支払い分になるのか伺います。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 減額になるタイミングにつきましては、既に検針が終わっておりますが、5月検針分から3か月分につきまして、基本料金の3か月分ということで減額するものでございます。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第27 報告第1号 令和元年度大衡村一般会計繰越明許費繰越計算書について

議長（細川運一君） 日程第27、報告第1号、令和元年度大衡村一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

[議案は末尾に掲載]

---

議長（細川運一君） 報告を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） それでは、議案書のほう35ページお開き願いたいと思います。

報告第1号別紙でご説明申し上げたいと思います。

まず、今回、報告、繰越明許の部分については10事業ほどございます。農林水産業費で2事業、土木費で5事業、災害復旧費で3事業の部分でございます。翌年度繰越額の額は説明いたしますが、いわゆる差の財源内訳の金額についてはご説明申し上げませんので、ご覧になっていただきたいと思います。

5款1項の振興総務費でございます。478万円の繰越額で、中身については環境整備支援事業費補助金分でございます。

同じく、農業用施設維持管理費で1,264万円の繰越額でございます。国県支出金につきましては、県の補助金分でございます。国道4号関連の用排水路付け替えの基本設計、防災重点ため池の詳細設計分でございます。

7款2項大瓜南側線の改良舗装事業工事請負費分でございます。1億2,256万8,000円分で、1億2,000万円が辺地債分でございます。

同じく、道路橋梁費の尾西中山線改良舗装事業、これも工事請負費でございまして、翌年度繰越額が1億6,184万4,000円でございます。国県支出金が社総交分、地方債が公共事業等債分でございます。

同じく、尾西2号線改良舗装事業分でございますが、いわゆる公有財産購入費と補償費でございます。全て一般財源で873万3,000円の繰越額でございます。

道路橋梁費の海老沢線外2改良舗装事業分でございます。委託料分でございまして、1,614万8,000円分で、全て一般財源でございます。

長町小沼田線外1改良舗装事業、これも委託料分でございまして、760万円の繰越額、全て辺地債の地方債を充て込んでいるものでございます。

10款1項農林施設災害復旧総務費でございます。5,724万5,000円分の繰越額でございます。委託料、工事請負費、農業用施設小災害復旧工事の補助金3つの部分でございまして、国県支出金とその他、これについては分担金を予定しております。そのほかについては一般財源でございます。

大衡村排水処理施設維持管理費でございます。工事請負費分でございまして、1,258万円の繰越額でございます。上北沢排水処理上の濃縮槽の更新工事の部分でございまして、その他の財源で赤水処理基金の繰入金を充て込むものでございます。

最後、公共土木施設災害復旧総務費でございます。6,188万円の繰越額でございます。委託料、工事請負費、使用料、原材料費等々の繰越しでございまして、3,689万1,000円については国県支出金、国の補助金でございます。あとは1,840万円、これについては災害復旧事業債を充て込むものでございます。

以上、10事業でございます。翌年度繰越額はトータルで4億6,601万8,000円でございます。財源の内訳についてはご覧のとおりとなります。

以上、報告とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

---

日程第28 報告第2号 令和元年度大衡村下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

議長（細川運一君） 日程第28、報告第2号、令和元年度大衡村下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

[議案は末尾に掲載]

---

議長（細川運一君） 報告を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 議案書37ページをお願いいたします。

報告第2号別紙でご説明申し上げます。

1款2項下水道管理費、下水道災害復旧事業についてです。事業費が711万7,000円のうち、翌年度繰越額が411万円です。財源内訳として国県支出金274万1,000円は災害復旧費補助金でございます。その他118万5,000円は大和町からの負担金となっております。一般財源が18万4,000円となっております。当該事業は台風19号で被災しました糸繰マンホールポンプ場の災害復旧工事で5月中に事業を完了しております。

報告は以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） 以上で報告を終わります。

---

日程第29 請願第1号 「ライドシェア」と称する「白タク」行為の容認に反対する意見書の提出を求める請願について

議長（細川運一君） 日程第29、請願第1号、「ライドシェア」と称する「白タク」行為の容認に反対する意見書の提出を求める請願についてを議題といたします。

[議案は末尾に掲載]

---

議長（細川運一君） 会議規則第41条により総務民生常任委員会の審査の結果は書面にて全員賛成により採択すべきと報告がありましたので、直ちにお諮りをいたします。

本案は委員長報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり採択することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

午後5時45分 休憩

---

午後5時50分 再開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### 日程第30 委員会の閉会中の継続調査の件

議長（細川運一君） 日程第30、委員会の閉会中の継続調査の件についてを議題といたします。

各委員長から、所管事務のうち、調査中の事件について、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りをいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

続いて、ただいま佐々木金彌君から発議第1号、「ライドシェア」と称する「白タク」行為の容認に反対する意見書の提出についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号、「ライドシェア」と称する「白タク」行為の容認に反対する意見書の提出についてを日程に追加することに決定をいたしました。

---

追加日程第1 発議第1号 「ライドシェア」と称する「白タク」行為の容認に反対する  
意見書の提出について

議長（細川運一君） 追加日程第1、発議第1号、「ライドシェア」と称する「白タク」行為  
の容認に反対する意見書の提出についてを議題といたします。

[議案は末尾に掲載]

---

議長（細川運一君） 議案の朗読をさせます。事務局。

事務局（沼田裕紀君）

発議第1号

令和2年6月4日

大衡村議会議長 細川運一殿

提出者 大衡村議会議員 佐々木 金彌  
賛成者 大衡村議会議員 佐野英俊  
賛成者 大衡村議会議員 赤間しづ江

「ライドシェア」と称する「白タク」行為の容認に反対する意見書の提出について  
上記の案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第13条の規定により提出し  
ます。

議長（細川運一君） 本案は、会議規則第39条第2項の規定により説明を省略したいと思いま  
す。

これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑が  
ないようです。

これで質疑を終結し、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。  
以上で、本日の議事日程は全て終了をいたしました。

同意、議案につきまして、議事進行について議長として至らぬ点ありましたこと、お  
詫びを申し上げます。

これをもちまして、令和2年第2回大衡村議会定例会を閉会いたします。大変お疲れ  
さまでございました。

午後5時58分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

大衡村議會議長

署名議員

署名議員